

## 議事日程第2号

平成25年9月11日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～7番）

---

### 出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男	

### 欠席議員（1名）

8番 植松康祐

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀨瀨久美
教育長 高木俊朗	総務部長 鍵谷昌孝
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	総務課長 寺本公行
企画課長 山田徹	まちづくり課長 須田和男
税務課長 佐久間英明	住民環境課長 小木曾昌文
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 若尾要司
農林課長 田中宣行	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 田中秀典
学校教育課長 藤木伸治	生涯学習課長 水野嘉博

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺謙二

議会事務局  
書記 渡辺一直

## 開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、植松議員におかれましては、体調不良のため、本日は欠席するとのことです。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 佐谷時繁君、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

---

## 一般質問

議長（加藤保郎君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願ひします。

7番 伊崎公介君。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許します。

7番（伊崎公介君）

それでは、お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、福祉に関して、高齢者福祉に対する町の現状と今後の方針、それからもう一つ、義務教育就学児医療費助成制度の改革という2点について質問させていただき、答弁者として、民生部長を予定しておりましたが、今後の政策的な面から見ても、渡邊町長が答えくださるということで、その辺のところも期待しながら質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今回、一般質問の原稿を考えるに当たって、役場職員の方々への応援歌をつくるというつもりで作成させていただきました。時に耳の痛いことがあるかもしれませんが、それを耳が痛いと感じ取っていただけたら幸いです。よろしくお願ひします。

それでは、まず最初に、高齢者福祉に対する町の今後の方針ということでお伺いしたいと思います。

まず、行政の役割というものは、教育を受けるべき人にはしっかりとした教育環境を提供する。働くべき人にはしっかりとした労働環境を提供する。また、しっかりと働いてきた人に対しては、ねぎらいの気持ちを持って接し、本人や家族が納得いく人生を閉じていただけるようにしていくことだというのが私の持論であります。

私も議員になり、はや6年が経過しましたが、今まで高齢者福祉に関しての質問はしてきませんでした。といたしますのも、私が議員になります前から、高齢者福祉施設の充実が叫ばれており、当然近い将来に高齢者福祉施設が充実されるものと期待していたからであります。

私が今まで行ってきた質問の最重点というのは、先ほど申し上げました行政の役割の中で、働くべき人にはしっかりとした労働環境を提供するという点に絞ってきました。これは、労働環境の悪いところに住居を構える人などいるはずもなく、また労働環境を整えることがまちの将来を決定する重要課題であると感じたからであります。

ところが、現状を見ますに、多治見市にはトヨタの研究所ができ、アマゾンの配送センターができ、お隣の可児市にはバローの配送センターができ、何かしら我がまちだけが取り残されたというような残念な結果に私には映っております。特に多治見市のトヨタの研究所ができる前に、トヨタ系の企業誘致を担当する日野自動車の近藤社長が来庁され、町長も近藤社長に面会されたということでしたが、そのときに、単に訪問されたという認識で、絶好の機会を見逃されたのではないかという疑問を持ったわけです。

世界に冠たるトヨタ系の有力会社で、しかも系列の会社の誘致活動の責任者である近藤社長が2万人程度の町に理由もなく訪問などされるわけがないと思いますので、そんなときに、町にとって有力な情報をお持ちではないかと探るように接していただきたかったというのが私の感想でした。

とはいっても、過ぎ去ったことを言っても仕方ありません。世の中、非常に変わりつつあります。世界がグローバル化し、民衆の購買意識も非常に変化してきています。それから、産業もそれにつれて大きく変容している。現在、常に行政職にある方というのは緊張感を持って業務に当たってほしいと願っているわけです。

行政を担当するということは、産業や経済を含めた世界的規模での見識が必要ですし、そうした視点から町や町民の将来を見据える能力が要求されていることを念頭に、行政に当たってほしいと思っています。

今まで行政の仕事というのは、これはこれ、あれはあれといった単視眼的な見識で、広範囲から情報を収集する能力、各自治体で可能な能力を最大限に発揮できる方法を見出すというこ

とに欠けていたのではないかと思います。

また、こうした時代的変遷というものは家族形成にも影響を及ぼしており、町内にも独居老人や独居夫婦も増加しているのは誰が見ても明らかだと思います。

また、教育環境の充実、せつかく御嵩町に住居を構えた人たちに対し、その方たちの一番の宝である、夢である子供たちへの町としての貢献であり、また教育の充実こそがさらなる御嵩町の発展につながると考えてのことでありました。

つまりこの2点、労働環境の充実、教育環境の充実が私のこれまでの6年間の質問の重点でありました。

そうはいつでも、実際にこうした高齢者は確実に増加しており、私自身もそうならないとは言えませんし、この議場内にもそうした不安を抱いている人も多かろうと思われま

す。労働環境と教育環境の2つの要素の充実で、町内で働く世代が増加できれば、当然独居老人や独居夫婦の増加ということが少しでも押さえられると考えて、今まで労働環境の充実と教育環境の充実を訴えてきたわけです。

そこで、本題の高齢者福祉についてであります。まずこのところで、議員から空き家対策についての質問が続出しております。この空き家対策が高齢者福祉に貢献できるのではないかと私は考えました。御嵩町の高齢者福祉でまず必要なのはケアハウスであると考えからであります。と申しますのは、8月22日に民生文教常任委員会で、これは保険長寿課でしたが、説明を受け、その結果、整理された資料と明快な説明をしていただきました。そこで、やっと委員も理解できてきたかなと。深まったというほどではないにしろ、理解できてきたかなというほど、国民健康保険、介護保険の制度というのは非常に複雑であります。こうしたことを老人が容易に理解できるとは考えられないのでありまして、何らかの助言が必要で、ケアハウスのような施設があり、そうした施設で助言等が行えるというようなことになれば、この人には介護が必要なのか、あるいは散歩や軽い運動で機能回復が可能なのか、はたまたケアハウス同士の交流等によって、介護予防につながるとか、いろいろな可能性が考えられ、そうした役割を担えるのがケアハウスではないかというように考えたからであります。

このところで、私の家の隣に社会福祉協議会の駐車場があります。社会福祉協議会の従業員さんたち、早い人は7時半に出勤してきます。夜はというと、きのうもそうでしたが、7時前に帰っていかれるというほど一生懸命やってくさっています。

私もうちの妻の母親を預かっておりまして、ケアマネジャーさんには随分お世話になっていますが、相談者の経済状態をしっかりと考えて、介護者の可能な範囲で最大限のサービスを受けられるようにプランを作成して下さっているのが現状です。そうした上で、こういうケアハウスのようなところがあって、独居の方々に御入居いただければ、より充実したサービスが提

供できると確信しております。

既にある空き家、あるいはこれから空き家になりそうな建築物のうち、ケアハウスに利用できるようなものを見繕って、できるだけ多くのケアハウスを、できるだけ費用を抑えた形で提供できるようにしていただきたいと考えるものであります。

続いて、そういう対策を講じたとしても、私も20年たてばそうした状態になると思いますが、高齢化による機能の低下というのは恐らく避けられないでしょう。そうしたときに必要なのが特別養護老人ホームであります。こちらは以前に多く見られた比較的安価に入居できる多床型——1部屋に大勢の入居者がいるという形ですが——から、現在は個室、あるいはユニット方式の個室型と、比較的高価な入居費用を伴うものが多くなっています。

しかしながら、今回も年金受給額の減額に反対する請願が届いておりますように、社会保障額は年々低下の一途をたどりそうでありまして、私たちの年金すら、いつまで本当にもらえるのか危惧されるような状態であります。

こうした中、安価に入居できる施設建設は急務であると言っていいと思います。今まで本当に必死の覚悟で生活し、私たちとともに支え合ってきた人たちが町行政が切り捨てるようなことがあっては、御嵩町の将来も、御嵩町民の将来も暗雲が差すと言わざるを得ないと思います。

以上、ケアハウス、特別養護老人ホームについての質問ですが、先ほど申しましたように、私が議員になる前からこうした必要性が訴えられてきているような問題で、容易に解決できる問題ではないということは承知しておりますが、容易に解決できない問題であるからこそ、意義のある仕事と言えますし、職員の英知を必要とするときではないかと思えます。

以上のことを勘案して、最初に、ケアハウス施設の設置は考えておられるかということと、2番目に、特別養護老人ホームの建設は考えておられるか、この2点について答弁をお願いします。

**議長（加藤保郎君）**

民生部長 田中康文君。

**民生部長（田中康文君）**

おはようございます。

それでは、伊崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、質問に関する制度等につきまして御説明を申し上げます。

ケアハウス及び特別養護老人ホーム、並びに民家を利用したデイサービスの設置についての制度と現状につきまして御説明申し上げます。

最初に、御嵩町の高齢者の状況であります。平成25年8月1日現在、御嵩町の人口は1万9,103人、65歳以上の高齢者は4,800人で、高齢化率は25.4%、75歳以上の後期高齢者は2,447

人で、後期高齢化率は12.8%であります。

国立社会保障・人間問題研究所が推計した今から12年後の2025年の御嵩町の高齢者、後期高齢者の推計値によると、65歳以上の高齢者は5,817人、75歳以上の後期高齢者は3,328人となっており、今よりもさらに高齢化が進むと予測されています。

また、最近の御嵩町介護保険特別会計の介護給付金の状況は、平成23年度は11億6,572万5,352円で、対前年度比5.1%の増となっており、平成24年度は12億9,376万2,303円で、対前年度比11%の増と、非常に高い伸びが続いている状況であります。今年度におきましても、平成24年度より高い介護給付費の伸びとなっています。

さて、ケアハウスにつきましては食事つきの高齢者向けマンションといったようなもので、高齢者の方が快適で安心した生活ができるよう、全室個室になっており、食事、入浴、緊急時の対応を行い、生活上の困り事について担当職員が相談に応じます。また、訪問介護や通所介護などの介護保険サービスを利用することもできます。60歳以上の方で自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のため独立して生活するには不安がある方が利用できません。

ケアハウスは、地方公共団体、または社会福祉法人が原則として設置することができることとなっており、岐阜県軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき設備が整備されることとなります。

ケアハウスの利用料は、食事等の生活費分及び家賃相当の管理費分は全額自己負担となり、施設を運営するための人件費や施設の諸管理費に当たる事務費が所得に応じて請求されます。比較的安い金額で入所することができます。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていないケアハウス —— 介護保険施設でないケアハウスであります —— につきましては、介護度が高くなると特別養護老人ホームや介護のできる病院などへ移らなければなりません。御嵩町の近隣では、美濃加茂市に1施設、川辺町に2施設、多治見市に3施設があります。

また、空き家を使った介護サービスにつきましては、平成20年度に総合政策課と住民協働課で住民ボランティア組織等の活性化を図るために、まちづくり講座が企画、実施されました。その中で、福祉活動のNPO団体のネットワークをつくって活動している知多市のNPO施設の視察が行われました。この視察に議員も参加されています。

知多半島では、平成の初めころから、地域の中での課題や問題等を自分たちの力で何とかできないかということで、住民が学習や実践活動を実施されていく中で会を立ち上げ、ボランティア活動や介護サービスなど住民参加型在宅福祉活動をしていく中で、その活動範囲を広げてきました。こうした団体が幾つも立ち上がり、団体間の交流事業が始まり、それをきっかけに、

各団体のネットワーク組織としてのサポートちたの母体となるちた在宅ネットが平成10年に発足いたしました。

そんな中、非営利活動促進法の成立や介護保険法の成立により、それをきっかけとして、各団体のNPO法人化、事業化をさらに進めることとなり、そのネットワーク組織として、平成11年、地域福祉サポートちたがNPO法人を取得いたしました。このネットワークに加入しているNPO法人の多くが、空き家を活用してデイサービスや制度外サービスのサロン等を行っている状況を視察いたしました。

これをイメージしての議員の御質問かと思いますが、もともと知多半島では住民参加型福祉活動が盛んな地域であり、地域の問題解決のため、住民が福祉活動を行っていく中で、交付制度等が整備され、それにより事業を拡大していった経緯があります。民家を、住民の協力により安価に改修を行い、地域に密着したデイサービスやサロン等を活発に行っておられます。このような背景から、この地域では幾つもの住民団体がNPO法人を取得され、介護保険事業や制度外事業である地域交流事業、地域助け合い事業が積極的に実施されています。

御嵩町の場合は、介護保険制度以降に指定居宅介護支援事業所によりデイサービス施設が設置され、介護サービスが実施されております。御嵩町の近隣では、24カ所のデイサービス施設が設置されています。

知多市の状況と御嵩町とは、デイサービス施設がつくられてきた背景が違っておりますので、知多市のような空き家を活用した施設運営は御嵩町では難しいのではないかと考えられます。

次に、特別養護老人ホームについてであります。最初に、高齢福祉計画、介護保険事業計画について御説明いたします。

この計画は、3年ごとに3年を1期として策定され、介護保険サービスとそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがづくりなど、高齢者に関する各施策の総合的な推進を図るために策定するものであります。

平成24年度から平成26年度までの3年間は、第5期の御嵩町高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づいて事業展開をしておりますが、この計画策定の折にも、特別養護老人ホームを初め、老人福祉施設について協議がなされています。このときの施設整備の協議では、特別養護老人ホームが全てではなく、他の老人保健施設等もあり、またデイサービスやショートステイなど、居宅サービスの充実も図られているという意見等を踏まえ、計画期間中の施設整備は行わないという判断をし、御嵩町高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定委員会においても計画の承認がされています。

特別養護老人ホームの現状について、現場職員の声を聞きますと、施設があれば安心ではあるが、現状としては、管内に多くの介護保険施設ができている状況もあり、何とか介護サービ

スを回していける状態であるとのことでありました。

また、施設側の意見も聞いておりました、管内に新たな施設もできているので、サービスがなくて困っている人はそんなにいないのではないかと。ロング、ショートを使いながら、施設のあきを待つ人も以前と比べて少なくなってきたと、二、三人程度であり、サービスの量は御嵩町では不足していないのではないかと御意見もいただいております。

御嵩町の近隣では19カ所の特別養護老人ホームが設置されています。特別養護老人ホームの建設についてであります、施設を建設する場合には、御嵩町高齢者福祉計画、介護保険事業計画に施設建設を位置づける必要があります。さらに、県の老人福祉計画、介護保険事業計画に位置づけられていることが必要となります。施設建設は、設置自治体の介護保険料への影響が出てまいりますので、町の施設建設の意思表示がなければ施設の建設はできないこととなっております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

きょうは傍聴者にも来ていただいておりますが、耳の痛い質問というよりは、心が痛いなど思っていておりました。

多分私が答弁に立つのは予測せずに原稿をつくられたと思いますので、言いつ放しで終わらんんじゃないかという期待をされていたかと思いますが、今、部長に説明させましたのはシステムの説明であります。ケアハウスについて、若干伊崎議員、理解がまだできていないようですので、この介護関連の、いわゆる仕組みについてはしっかりと知っていただいた上で、どうしていけばいいのかということを考えていくのが我々の責任ではないのかなというふうに思っております。

導入部については、お叱りとも何とも、私、感じずに、少し乱暴だなと。本人を前に、勝手解釈で物をおっしゃると。実は名前を出された方は民間人であります。私を批判するためにつくり話をしたり、臆測で物をおっしゃる方、グループがあるということは存じ上げております。聞こえてもきておりますけれど、私、何も言っていないですが、民間人を相手に勝手解釈をしていただいたら困ると思いますので、事実誤認について申し上げておきます。

その面会というのは、私のほうから申し込んだ面会であります。結果的に御嵩町の町長公室で実現したわけではありますが、連絡をさせていただいたときには、私が東京か日野市のほうへお伺いすると。話がしたい。聞いていただきたいということで面会の申し込みをした。たまた

まこちらへ来られる。結果的に後でわかったんですが、御嵩町のグリーンテクノの企業のほうに来る用事があるということで、非常にぎっくばらんな方ですので、町長、いいよ、僕のほうから行くからということをお願いしたんで、失礼ではあったんですが来ていただいたと。時間の節約ということもそれでできたというふうに思っております。まずそれが第1点であります。

2点目は、私のほうから相談をさせていただいたということで、多治見市の云々かんぬんということをおっしゃいましたが、もうそんなものは決まっていた話であって、何か示唆をされて、私が勘が悪いもんだから逃してしまったというような話ではございません。むしろ現実を見ていただければわかると思いますが、今、御嵩町で工業団地用に売れる土地というのは、グリーンテクノ御嵩のグラウンドの部分、平地はあれしかありません。その後を考えた御相談を実はさせていただいたということです。これは現実でありますので、ただただ二、三年待っていただいて、山をならしゃあいいじゃないかという話なら、私はいつでも受けます。伊崎議員が提案をされるんなら、考えてみる価値はあるのかなと思います。30億、40億借金してでもやれとおっしゃるのであれば、それは一つの考え方ですので、それは検討に値するのではないのかなと思っております。

そういうことで、勝手に臆測で本人の前でおっしゃらないほうがいいと。そういう事実誤認だけは正しておきます。

ケアハウスについては、先ほど部長が答弁したとおりであります。「老人マンション」という言葉が使われましたが、内容については、高齢者の下宿という解釈が日本人には一番わかりやすいのかなというふうに思っております。

この近隣の施設は、いずれも入所金といいますか、保証金のようなものが要りまして、まず最初に50万円を拠出することになります。本人が負担をすることになります。そして、大体経費としては、15万円から20万円、三十五、六万円が基本となりますので、その半分ですね、そのくらいを負担していくということになるかと思っております。

今はやっているのはリゾート関連のような形の施設で、これは1,000万単位の入居金を払って、お1人でとか、夫婦でとか、医療もついたような形で、超豪華なマンションが民間の手によって開発されているということはよく新聞の広告等で見ることはできますけれど、実は老人福祉の関連、介護関係の施設では、行政として考えるとしたら、最も優先順位の低い施設と言えます。新たに施設をつくらうというところで、このケアハウスを組み込んでつくらうというところは、私、議員になりましたから、ほとんど聞いたことはありません。現実、ケアハウスを見てまいりましたけれど、確かに下宿をさせていただくというような形でいけば、いいところだなと思いましたがけれど、喫緊の課題として言うんなら、そういう施設の重要性、必要性和

というのは、必要ではありますけれど、優先順位は一番低いという位置づけになるかと思えます。

次に、特養についてお話をしたいと思います。

介護保険というのは、走りながら考えると。スタート地点から完璧な制度にはなっていないというのがわかっている上でスタートしたというのが国の考え方です。当時の厚生官僚が計算をしていた内容を聞きますと、おおむね介護認定を受けるのが、介護を必要とした人の6割から7割、介護認定を受けた人が介護サービスを受けるのも6割から7割、つまり計算していくと、半分ぐらいしか利用しないだろうという考え方のもとでこの制度は出発しています。

私、議員になりましたときに、この老人医療、そして介護は措置ということでやっていたけれど、それが9億円台から10億円台に、平成7年でしたか8年の段階で2桁になりました。単純にざっくりと言いまして今は30億を超えます。そういう状況になっておりますので、だんだんだんだんその置かれている状況というのは非常に切実な問題がございます。

本町につくりました特別養護老人ホームですが、当初は御嵩町なら50床でいけるだろうという計算をしておりました。それを聞きつけたといいますか、お知りになった可児市長と当時の美濃加茂市長のほうからベッド数をふやしてくれという要請がございました。これは、どうせつくるんなら大きいものにしてくれということでありました。結果的にショートステイを20床と、特養を80床ということでスタートしたのが井尻の介護福祉施設、特別養護老人ホームであります。

私、当時議員でしたので、質問を随分しました。つまり50床の施設をつくるのと100床の施設をつくるのでは当然経費が変わってくるんですけど、その後、御嵩町に財政的な負担というものが、そうした美濃加茂市や可児市さんのおっしゃることを聞いて、町民の負担がふえるんじゃないかということ随分質問をしました。負担がふえるのであれば、その場限りの補助のようなもの、資金を投入していただいても、あと町民が困るようなことではする必要はないという考え方をしておりましたが、制度上、それはないとはっきり明言していただきましたので、100床という形での建設ということになりました。

ただ、結果を言いますと、御当地で施設があると利用頻度も高くなるということがございまして、御嵩町は結果的には、現段階でいえば、岐阜県内では介護保険料が上から数えて14番目になっております。42市町村ですので、ABCのランクでいけば、ほぼAランクか、Bの一番上のほうに介護保険料はあるという位置づけであります。施設を充実すれば、喜ぶ方がお見えになる、多くなるというのは当然ですけど、今、私も自宅に介護の必要な高齢者を抱えておりますけれど、ショートステイとかデイサービスで、ちょっと遠慮してくれということはほとんどありませんので、何とかなっているのではないのかなというのが正直な感想であります。民生委員もお見えになりますし、いろんな情報の伝達というのができるようになっております

ので、忘れられた独居老人というのは御嵩町にいるのかどうなのか。今は余り懸念は持っておりません。以前、御嵩町の病院の院長にお話を聞きました。いわゆる孤独死というのは御嵩町にありましたかとお聞きしましたところ、御嵩町ではないよと。可児市では年間数件あるというようなことでありましたので、何とか地域社会で見守っていただける。また、システムが見守っているという部分があるのではないのかなということは思っております。

というようなことでありまして、結論を言えば、現段階で特別養護老人ホームの建設をするという考えはございません。また、ケアハウスについても同様であります。住民レベルのNPO等々で何か立ち上げようというお話であれば、十分力を行政としておかししたいと。出せる資金があれば出していきたいというふうに思いますけれど、御嵩町の、いわゆる行政として、そうした政策に取り組むという意味は現段階ではございませんので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上であります。

〔7番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

民生部長には詳しくお話いただき、町長には、高齢福祉に対する考え方をしっかりとお聞かせいただき、ありがとうございました。

今後も現状維持というところで、推移を見守っていくというところで、手おくれにならないようにしていただけたらよいかと思えます。

それじゃあ、続きまして、義務教育就学児医療費補助の所得制限化ということについてお話しさせていただこうと思えます。

現在、御嵩町では義務教育就学児医療費全額助成が行われております。これは、非常に有効な福祉政策である反面、全就学児が対象ということで、24年度決算において3,402万3,586円という、一般会計予算約65億円程度の町としては大きな費用負担になっているのではないかと、懸念があるわけです。

私は、この制度が必要のない制度と言うつもりはありません。子育て世代には非常にありがたい制度だということも、こうした子供を持つ親御さんからも耳にしていますし、このまま続けてほしい制度であると思っているからこそ、改善策はないかということをお伺いしたいと思っております。

そこでの疑問ですが、この制度は全就学児が対象であるということでありまして、弱者に優しくというのが福祉の基本であり、予算はより多く町民の福利に回すのが自治体行政の基本であり、役目であると思っております。

25年度では、地方交付税額のうち約4,000万円が減額されています。国の交付税特別会計の借入金のうち33兆6,000億円というのが地方分として計上されており、これは、交付税支給額から平成48年度まで減額支給されることが、借入金の中の国分を一般会計に承継措置されたときに決定されております。

25年度においては、復興予算に回すためなどと国が取ってつけたような名目でなされました。しかし、33兆6,000億円というのはわずかずつしか減額されてきませんし、その間にも金利がつくということを考えていきますと、これは今後も交付税支給額から減額されると。それによって償還措置がなされると。ここのところでいろんな考え方がありまして、そうすることによって、交付税として借入金を受け取った自治体と返す自治体が変わってくる。例えば途中で不交付団体になってしまうということになると、借りた分でもらっておいて、返す自治体はまた別の自治体になってしまうというような異論もありますが、これはもとに戻って計算するわけにもいきませんから、こういう形で償還措置がなされるというように考えるのが妥当であると思います。

こうした償還措置と、それから電源立地交付金ですね。これは、一応27年度で打ち切りということですので、御嵩町の財政も逼迫しており、これから財政マンの腕の見せどころではないかと思えます。

町行政というものを割と気楽に考えておられるみたいですが、地方債の減額、あるいは基金の増額ということで、割と気楽に考えてみえるかもしれませんが、この20年間ぐらい政策事業というのがほとんどなかった。この義務教育就学児医療費助成制度というものは政策事業と言えるかもしれませんが、そういったことから地方債は減額してきた、あるいは基金は増額されてきたということに浮かれているときではありませんし、ましてや、財政力指数が0.7程度で、悪いほうじゃないということも、そんないい材料だとは思いません。30%は自分のところで賄えないんだという金額なんですね。ですから、交付税に頼らなければいけない。だから、そういう償還措置に遭わなければいけないということも言えると思います。

義務教育就学児医療費全額助成事業なんですけど、この事業が提案されたときにも議会で議論されておりました。所得制限をした場合の試算はなされているのかということちょっと疑問に思うわけです。提案されたときには、事務上の手間が煩雑になるという一点張りで、議員の、所得制限に対する意見に、言葉は悪いかもしれませんが耳をかさないという態度であったというのが非常に残念な思いで私は聞いておりました。

行政の業務というのは、手間を惜しまず、必要なだけの予算を確保し、限られた予算でいかに住民の福利に答えるかということではないかと思うわけです。繰り返しになりますけれども、予算はより多く町民の福利に回すのが原則ですから、たとえその結果が10万でも、20万であっ

ても、町にとって、町民にとって有効な使い道がないかということに英知を絞ってほしいと思うわけではあります。

そこで、質問ですが、所得制限要綱を加えた場合の試算はなされているかということですが、これは担当のほうから連絡がありまして、なされていないと。これをするための材料もないということですので、こちらの質問はカットさせていただきます。

ところが、どちらにしても統計はとらなければいけないわけです。統計をとるならば、より有効にそれが使えるような統計のとり方をしておいていただければ、こうしたこともさほどの煩雑さもなくできるのではないかというところが残念に思いました。

質問ですが、この事業において、今後、現状のままなされていくのか。それとも、所得制限を設けての継続になるかをお答え願いたいと思います。

#### 議長（加藤保郎君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

それでは、義務教育就学児童医療費補助の所得制限化という質問にお答えをしたいと思います。

私、財政破綻すると随分おどされたわけですが、別にそこで浮き足立ったわけではありませんし、今回、非常に数字としては好転してきたものが明確になってきたということで、何も浮かれてはおりません。伊崎議員も、私が答弁するというので浮き足立たずに質問をしていたきたいと思います。

まず、今、現段階で実施しておられる自治体がどれだけあるか。岐阜県内42市町村の中で、6歳まで、いわゆる未就学児のみ無料化しているというのは1町だけであります。あとの41市町村は中学校3年生まで無料化をしております。多治見市のみ、中学生は入院医療のみを全額補助ということで、岐阜県内総じて無料化をしているという状況であります。

最後まで頑張ってこられた、大衆迎合だと批判されておりましたけれど、北方町長と先日私は大議論をしまして、北方町長さんに、大衆迎合と思うんなら、しないほうがいいとはっきり申し上げておきましたが、来年から無料化をされるという流れであるそうです。したがって、岐阜県内では、基本的な医療費の無料化は全てが取り組んでいくということになっております。

それがトレンドになっておりまして、じゃあ所得制限を設けているところがあるのかといいますと、1町だけ、関ヶ原町がございます。世帯の所得年間600万円を所得制限としておられる。これが1町だけあります。基本的には、当時も説明を申し上げました。名前は出しませんけれど、ある市が所得制限を設けたら事務が非常に煩雑になり、また所得ということになると、毎年人が変わってきますから、毎年データを出していくということになります。その事務

費というものが、逆に所得制限を設けて、それ以上の所得の人には医療費の無料化をしないよとやる経費よりもかなり高くなってしまった。それで1年で失敗したということが、ちょうど御嵩町が無料化を導入する際に情報として教えていただきました。また、私の考え方としては、あの子は無料だけど、うちは有料だというひそかな差別対象にもなりかねない。いろんな意味を考えて、無料化ということを上申したのであって、じゃあ、あれから6年たって、何が変わりましたかといっても、変わったことはございません。無料化を全てしてはいけない、収入によって制限をしなきゃいけないという考え方をしなければいけない、劇的な何かが変わったとは私は思っておりませんので、少なくとも御嵩町の現段階での財政については、もう少し伊崎議員も詳しく事実を調べてから取り組んでいただきたいと思いますけれども、それらを勘案しますと、現段階でする必要はない。また、やる気もないことにお金をかけるつもりもないです。試算をせよということですが、これだけでも労力、経費、かなりかかってきます。これは結果的には、残念ながらどぶに捨てるお金でありますので、私はそういうお金の使い方はいたしません。以上であります。

〔7番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

7番 伊崎公介君。

**7番（伊崎公介君）**

事務が煩雑になり、それにより人件費がかさむことのほうが無駄であるというお答えだったと思いますが、となると、所得制限化をすることによって、職員が残業するか、あるいは新たな人材を確保して、所得制限化をしたら取り組まなければいけないというふうに解釈させていただくのが妥当かというふうに聞かせていただきました。

それからもう一つ、この子は無料、この子は有料ということで、差別につながるということを言われましたが、差別について、それが本当の差別なのかと。差別についての、これも国語辞典なり百科事典なりで調べるとまたいろんな答えが出てくるかもしれませんが、ここで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで伊崎公介君の一般質問を終わります。

続きまして、10番 岡本隆子さん。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許します。

**10番（岡本隆子君）**

それでは、お許しをいただきましたので、通告させていただきました2点について、一問一答で質問をさせていただきます。

1つ目でございますが、亜炭鉱害問題についてです。

今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起こる確率が60%から70%であると言われてはいるわけですが、そのような巨大地震に見舞われたら、亜炭廃坑を抱える当町は一体どういうことになるのかと思うと、本当に片時も忘れることができない問題です。

私たち、7月に可児・加茂郡の町村議会議員研修におきまして、岐阜大学副学長で工学博士の杉戸真太教授の講演をお聞きする機会がございました。

その講演を聞いた中で一番気になったことは、地震が起こったときに震度は3なのか、4なのか、あるいは5なのかはわからないが、強震維持時間、つまり強い揺れの時間が長く続くことは確実であるということは何度も強調されたことです。そして、南海トラフ地震の場合、御嵩町では、建物被害としては全壊が169件、半壊761件、人的被害では死傷者が113人、避難者915人、帰宅困難者76人という非常に厳しい数字が出されていました。加茂郡の他の町村とは比べ物にならない数字です。後で先生にお聞きしましたところ、御嵩町は亜炭廃坑があるので、この数字が出たという御説明でした。

杉戸教授は、御嵩町の亜炭鉱の何かの委員になっておられるかと思えますけれども、比衣の廃坑にも3回ほど入っておられますし、単に図面上の地層だけを見て判断しておられるのではなく、実際に何度も当町を訪れて、現場を見ての判断だと思えますので、とても説得力のある数字だと思いました。

さて、質問の1つ目ですが、ことし5月12日に比衣地区で浅所陥没が発生し、復旧工事中にも陥没をしまして、そして、さらに7月にすぐその近くで浅所陥没が発生しています。明らかに町道や民家の地下が空洞であることがわかっているわけですが、現在の法律では、あくまでも原状復旧しか認められず、浅所陥没の埋め戻ししかできません。

担当職員の説明では、そうっと直すしかないということですが、その地区でこの先さらに浅所陥没が発生しそうなことは容易に想像ができます。その地域で暮らしている方々の不安ははかり知れないものです。また、多くの車や人が通行する町道も陥没の危機にさらされているわけです。この地域については、陥没したら埋め戻すという方法ではなく、鉱害復旧の進め方について、何らかの手を打つ必要があるのではないかと考えます。

何度も申し上げますが、比衣地区についてはこれまでも何度も陥没をしておりますし、町として一刻も早く対策を訴えていくべきではないかと思っております。

町道や民家が危険にさらされており、この先、人命にかかわるような事故が発生することも大いにあり得ることだと思います。そういったことは、町民に一番身近な町が具体的施策を提案していただき、ぜひ強く働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

これが1点目ですが、2点目といたしまして、具体的施策についてですが、これまで

幾度も議論してきたことですが、町内で公共性の高い、そして重要度、危険度を考慮して、どのように鉱害復旧を進めていくのか。具体的な要望事項につなげていくべきではないかと思えます。

さきの第2回定例会で、高山議員が一般質問で亜炭鉱害問題を取り上げられました。町長の御答弁では、県知事、副知事がかなり積極的に動いてくださっていることや、国のほうからも、亜炭廃坑の対策ということではなく、地盤脆弱というような観点から、国家強靱化に資するような地下充填などが必要だと訴えたほうが可能性があるというようなアドバイスがあったということでした。議論のテーブルにはのせていただけるという返事ではあるが、余り急いではいないというようなお話も答弁の中にございました。しかし、いつ起こるとも知れない地震を考えれば、そう悠長なことは言ってられません。

町長の御答弁からも、また3月に議会として要望書を提出した際の感触でも、国・県が、以前と比べると、御嵩町の鉱害問題の認識のあり方が随分変わってきていると感じております。

御嵩町の議員と国会議員の方との懇談会の中でも、政府もよくわかっている。あとは戦略、どう切り込んでいくかであると言われました。政権も安定してきた今こそ、まちとして具体策を強く要望していくときではないでしょうか。

また、庁舎の地下空洞についても、先回の答弁では、できる限り早く着手したいとのことでした。庁舎は災害が起こったときに一番かなめとなる場所ですから、庁舎も含めて、具体的な亜炭鉱害施策を展開していただきたいと思います。

今後、若い方々に御嵩町で家を建てて住んでいただくためにも、町民のためにも、御嵩町は亜炭鉱害問題についていろいろな手を打っているぞと。少し時間はかかるかもしれないが、安心して住めるぞということを実感していただくためにも、前向きで具体的な情報発信をしていかなければいけないと思っております。ぜひ町長のお考えを具体的にお示しいただけたらと思いますので、御答弁をよろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

岡本隆子議員の亜炭鉱害問題についての御答弁をさせていただきます。

杉戸先生という方は岐阜大学の教授でありますけれど、顔戸地区の落盤の際には、唯一当日駆けつけていただいた先生であります。私も現場でお会いしましたので、いろんなお話をさせていただいた、非常に信頼のおける方であるということをもっと申し上げておきたいと思えます。

その上で申し上げたいのは、我々行政が気をつけなければいけないと常々思っておりますのは、データや数字をきちっと出すときにどのような根拠であるかとか、そういうことも含めて

出すわけでありまして、数字というのはひとり歩きをしてしまいますので、いい数字ならば、いわゆるチャンピオンデータといって、今の車の燃費などは一番いい条件のところやって、一番いい数字を出すということでもありますけれど、悪いことに関して、チャンピオンデータと言うかどうかはわかりませんが、基本的には最悪の状態を我々行政は覚悟をしなければいけないわけですが、それを町民にどう伝えていくのかということは非常に難しく、配慮しなければいけないことだと思います。こうしたデータの数字がひとり歩きしますと、岡本議員がおっしゃるように若い方が住んでくれなくなる。御嵩町全体を一くくりとして考えられると、どこでも危険なんだということになってしまうという、いわゆる風評被害に遭う。これが一番配慮しなければいけないことでもありますので、ぜひそういう点も含めて、数字の扱いについては慎重にお願いしたいと思います。

基本的には、真摯に受けとめるべきと考えておりますし、最悪を想定することによって、しなければいけないことも見えてくるということもございますので、対応してまいりたいという思いは常に持っております。

私は12年間議員を務めさせていただきました。そのうちの8年間、岡本議員も一緒に議員をやってまいりました。その中で、議員として我々、岡本議員、私も含めて、本当に亜炭廃坑の問題に真剣に取り組んできたかといえば、取り組んでこなかったと認める以外ないと思います。それが、基本的にあの3・11の災害があつてから、急激に何とかしようという機運が出てきたわけでもありますけれど、少なくとも当時、私が町長になる前まで、ここまで真剣に取り組んだという認識は残念ながらありません。ただ、阪神・淡路大震災であるとか、中越地震であるとかの記録であるとか、小説であるとか、何冊か読みました。そういう点では、議員として質問をしてきたこともありますし、町長になりましてからは必ず、特に消防団の前では南海トラフ、最近そう呼ぶようになっただけで、私が町長がなったときには東海・東南海・南海連動と。3連動地震ということで、消防団には、いざというときにはあなたたちだということを申し上げてきた。そんな町長生活の6年間であったかと思えます。

以前、柳川町長に、多分私が議長だったからお供をしたんだと思いますが、資源エネルギー庁に要望をしに行ったことがございます。そこで相手をしていただいたのは、非常に若い30代の係長か課長補佐ぐらいでありました。それを思うと、長官にまで会えるようになったわけですので、着実に歩を進めているという感触は私自身持っております。

亜炭廃坑への対応の仕組みについては、議員御承知のとおりであります。また、地域事情についても御承知のとおりであります。

担当者から聞きましたが、そうっと直すしかないという、この原稿の中にありましたが、今、質問の中にはお使いになりませんでしたけど、大変叱られたというようなことを言っておりま

したけれど、あの地区は石炭鉱害事業団があったときに、初めてキラで地下充填を試みた地域でもあります。非常に空洞が多いというのはあの地域にお住みの方は全員よく御存じですので、御嵩町も何らか、第2次の、いわゆる残土処理をするための地下充填材に使うという、今、モニタリングをしておりますけれど、第2弾、御嵩町を中心となってやるという場所としてはあの比衣地区を考えております。

そうっと直すしかないというのは、元来、落盤しやすいところですので、亜炭廃坑が原因だということを御嵩町として証明しないと今のシステムでお金を使うということではできませんので、ボーリング調査等々をしながら、確かに亜炭廃坑の落盤事故だということを証明するために亜炭廃坑をまた傷めてしまうという結果になります。これは顔戸地区、比衣地区で起きた落盤でも、家屋が傾いたところでも、いわゆる下に亜炭廃坑があるということをボーリング調査で証明をした上で取りかかるというのがまずの仕事になってきます。そこで証明できなければ、亜炭鉱害の資金というものは使えないということになり、御嵩町が御嵩町として復旧していかなきゃいけないということになってしまう可能性があります。ただ、私はそれを余りよろしくないと言っているのは、当然ボーリング調査をすれば、炭柱に当たるかもしれない、天板を傷つけるのは当然でありますので、それが原因でまた落盤を起こすとしたら、矛盾しているということを申し上げているわけであります。

それらを含めて、現行制度は完全ではないということは私自身も思っておりますし、岡本議員も感じておられると思いますので、少なくとも現状とこれからの動きについては注目をしながら、本気になって議会議員として取り組んでいただきたいというふうに思います。

私、情報を隠すつもりはありませんし、このような方向で進んでいるということは全員協議会等々でお話をしている。そう思っております。それによって、議員の皆さんが、外に出せる話と、まだまだ相手があることで外に出せない話もあるということも十分おわかりだと思しますので、それに合わせた行動、言動をしていただきたいということを希望しておきます。

どの場で私が言ったかはわかりませんが、余り急いでいないと。こういう言葉を使ったという記憶はないんですが、岡本議員がそうとれたというのなら、それはまあ仕方ない話ですので、私の表現自体が悪かったということかと思えます。なるべく公式の場ではそのような言葉を使うということについては配慮しているつもりではありますが、もし言ったとするなら、口が滑ってしまったということかなとは思いますが、私、なぜこんなことを言ったのかなと不思議に思ったのは、余り急いでいないという感触は私は全然感じておりません。物すごく進んでいっているという感触を持っていますので、かなり中身の濃い議論が国のほうでもしていただけておると思っておりますので、少なくともそういう状況が現実、事実だということを御認識いただきたいと思えます。

明かりが見えますと、一気に行けるという希望的な観測が出てくるんですけど、何せ40年、50年手つかずであったわけですので、今進んでいる一歩というのは、何十年分を進めているという解釈をしていただいて、余りがっかりしないように、かなり長期戦であると。仮に埋めるとしても、1年や2年で埋まるものではありません。10年でも多分無理だろうとは思っておりますので、そうした長期戦に持っていける体制を今整えているということになるかと思えます。

今後、全てが全てお話のできること、できないことがあるかと思いますが、私がお話をしたい、説明しておきたいと。議員さんだけでも知っておいていただきたいということについては、すべからく明確にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、県の動向及び御嵩町に設置しておりますプロジェクトチームの関連については葛西参事のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上であります。

#### 議長（加藤保郎君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

#### 企画調整担当参事（葛西孝啓君）

岡本議員から、亜炭鉱害問題に対する具体的施策について御質問がございましたので、御嵩町亜炭鉱廃坑対策検討プロジェクトチームと、それから岐阜県との取り組み状況を御説明させていただきます。

先般行われました6月の第2回の定例会の後に、同じく6月岐阜県議会におかれまして、地元選出の小原県議会議員より亜炭鉱対策についての一般質問がございました。知事より、亜炭鉱対策は4つの方向で努力していきたいとの答弁がございました。その方向性とは、1つは、国に特定鉱害復旧事業等基金を予防対策にも活用できるように運用の拡充と、それから積み増しを求める。2つ目は、国土強靱化の視点を加えた国による新たな予防制度の創設を求めるもの。3つ目としては、御嵩町と、それから県庁職員によるワーキンググループによって工法の検証や方策を検討していく。4つ目は、従来の工法による文部科学省、それから総務省、消防庁等の補助金を活用した同様の対策を拡充する方向で国と協議、または検討していくとの答弁がございました。御嵩町としましても、この方向で県とともに努力していきたいと考えています。

具体的な取り組みとしましてですが、まず国への働きかけについてですが、今月の3日でございます。新聞にも報道になりましたので御承知かと思いますが、9月3日に古田知事が茂木経済産業大臣と面談されまして、知事より、亜炭鉱対策として基金の積み増しと早急な検討を要請されたところでございます。

町としましても、今後予定される県の町村会の国要望に取り上げていただくように手続を進

めているところでございます。機会を捉えて、国に対して働きかけをしていきたいと思っております。

また、工法に対する取り組みとしましては、県庁職員と御嵩町職員によるワーキンググループによる検討会を早速6月に第1回を開催し、8月には、さらに県の土木分野や建築分野の技術職員にも加わってもらって、技術的な分野からの検討会も開催したところでございます。

また、町のプロジェクトチームにおいても、諸課題を検討・研究しておりますが、8月に地元の建設事業者で構成される御嵩町の安全協議会様と技術的な工法について意見交換を実施したところでございます。地域の事業者や県など、さまざまな分野の方々のお知恵や力をかりながら取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[10番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

御答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、余り急いではいないとおっしゃったというのは、町長さんがおっしゃったのではなくて、国がいろいろなことを、具体的などころでかなり重く受けとめていて、テーブルにはのせてもらえるようになったけれども、国がそうそう急いではなかなかやってもらえないだろうと、そういうお話だったと思います。だから、町長さんが急いでいないとおっしゃったのではなくて、国のほうがという意味で私はここで使わせていただいたということです。

それから、まず今の町長さんの御答弁の中で、議員のときに本気度がこんなになかったということですが、確かに私も議員の15年目に入ったわけですが、当初のころは、先輩議員さんに亜炭鉱問題などはついていけばいいということでしたけれども、今は本当に本気で取り組んでおります。

それで、比衣地区については、町長さんのお話の中で、要は今すぐには具体的なことを示すことはできないが、今後、残土処理、今、実験をしていますけれども、今度、トンネルの残土も出ますよね。そういった残土処理というような場所で比衣地区を考えていきたいというふうを受け取っておいていいんでしょうかということが質問の1点目です。

それからもう一つは、今の法律では予防事業はできないわけですがけれども、以前、まだ石炭鉱害復旧の事業団があったときに、キラで地下充填をしたというふうにおっしゃいましたけれども、落盤したすぐ隣に民家があって、そこが落盤したら人命にかかわるかもしれないという

ことで、そこを地下充填したということが平成元年のころに行われていたということを知ったんですが、実際、過去においても予防的な地下充填を、予防的と言ったかどうかはわかりませんが、言葉はわかりませんが、そういうことがなされてきたわけですね。

今回のこの地区についても、明らかに町道の下だとか、民家の下がもういつ落ちるかもわからないということが容易に予想されるわけですから、そういうことについては、過去にもやったことがあるようなやり方なるべく早く手を打てないものかということをおもうわけです。

3点目の質問なんですけれども、町のほうではプロジェクトチームのほうでやっていたという事なんです、今、浅所陥没等が起きれば農林課のほうで対応してもらっているわけですが、まちとしては、その対応、こういった予防充填、今後、どういうふうにして計画的に充填を進めていくかというときに、防災といえば総務課なんですけれども、課としてはどこの課がやっていってくださるのかということをもう一度確認をしておきたいと思っております。

以上です。3点お願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

再質問についてお答えをいたします。

言葉は余り、表現はよくないと思うので、こういう場でお使いにならないほうがいいと思います。自分の感性で判断されたことですから、使ったわけではなければ、おっしゃらないほうがいいと私は思います。

本気度、本当に私自身も個人的に言えば、本気度というのは薄かった。むしろ地下の空洞を隠したいとさえ、御嵩町で生まれ育った者としては、負の遺産ですので、そんな思いを持って、恥というような部分がありましたので、なかなか表に出すということは考えなかった。

そういう意味では、柳川町長が生まれ育ったわけでもない、一時育ったという立場で、今はまたよそでということですが、彼だから明らかに、つまびらかにすることができたのかなと。僕ではできなかったのかもしれないなということはある意味思っております。もう少し進めておいていただくとありがたかったなと思うんですが、オープンにした以上、何とかしていくのが今度は私の役割かなということをおもっております。

議員も本気になっていただけるとのことですので、ありがたく思っております。

トンネルの残土については、行き場はまだ正式には決まっておられませんけれど、私の感触では、比衣のあの地域へ持っていくということは具体的には考えてはもらえないようです。ただ、地下充填材に使えないかということでの考え方は議論されているようでありますので、今後の推移を見ていきたい。こちらの要望も伝えていきたいというふうには思っております。

事業団が最初にキラを使って地下充填をやったのは、やはり埋め戻しの作業と似たような形での使い方であったと私は解釈しております。それによって、顔戸地区の落盤のときにも地下充填が、過去にそういう事例があったから使えたということではないのかなと。御嵩町にとって非常に、そのたった1回のものでしたけれども、あと数回どこかであるような話も聞いておりますけれど、過去にそうした例があるという例をつくっておいていただいたことが、顔戸地区の落盤等々に対応できた、地下充填ができた大きな理由になっているかと思えます。

現在、プロジェクトでやらせておりますけれど、農林課であるとか、防災の担当であるとかありますけれど、私、プロジェクトをつくったときに話を職員たちにもしましたが、この問題というのは、さっき言ったように長期戦になると。実際に埋め立てができるという動きになってきたときには、単独の課なり、室、部屋なりをつくるつもりです。専門にそれをやらせるというところをつくっておかないと、この事業はそんな簡単には事は運ばないで、農林課では現段階では本当に落盤したところの手当てをしていると。現状での対応をしているということで、未来に向けて、今探っているのがプロジェクトチーム。探ったものをつかまえることができたならば、現実的な課、もしくは室で対応していくと。それを専門にやらせる部署をつくるというイメージでおりますので、そのときには人員の配置とかの問題も出てくるでしょうから、新規採用についても今後考えていきたいということは思っておりますので、また御相談申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

先ほどの急いでいないという、ちょっとこだわりますが、これは高山議員のときの町長の御答弁の一文ですけれども、ちょっと読ませていただきます。「議論のテーブルの上にはのさせてもらうという返事はいただきました。ただ、余り急いでないという部分もございます。7月には参議院選挙がありますので、それ以降、政権が安定したら議論をしていくということになるかと思えます」というふうに町長が御答弁されているので、私がおのように申し上げましたということで、御了解いただきたいと思えます。

それから、もう1点ですが、町長さんにお伺いしたいのですが、調査ということについては、先ほどもおっしゃいましたように非常に危険もあるということなんですね。これは、新しいほうの町史のところに載っていたことなんですが、昭和60年代に御嵩町は日鉄鉦コンサルタントに調査を委託して、このときに鉦害調査委託料ということで400万円補正予算で上げまして、

九州の本職のコンサルタントに調査を委託しと、これ平井町長さんが答弁されているわけですが、こういう調査をされました。そのときに、残念ながら、これは通商産業省に鉱害認定の要望を行ったけれども理解が得られなかったということで、結局この400万円は無駄になってしまったということが過去にもございまして、なかなか調査はしたけれど、それに対して予算がつかなかったということになれば、本当に町自体も傷むし、お金も無駄になるということで、調査と、今後どういうふうにして充填とか、鉱害対策をしていくかということについては非常に難しい点があると思いますけれども、でも、調査をしないと要望もできないということもありますが、そこについては、くどいようですが、もう一回お尋ねをいたします。

**議長（加藤保郎君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

お答えをいたします。

調査を平井町政の時代におやりになったと。それをもう少し細かにやったのが柳川町政で、マップをつくった。そのときのデータが基本になっています。2回調査をしたということになります。この調査については、亜炭廃坑の鉱害を抱えている4市町に調査費として使えるお金が5,000万円ございましたので、それを充当して使ったということでありまして。時代がそれだけ少し変わったということもあります。そこへ持っていくまでには、やはり柳川町長も随分上京したり、県とも交渉したりということで時間を費やされたと記憶しております。

私が言いたいのは、もう現段階の調査を前提として、可能性があるのかないのか。可能性があるところについては、充填を前提とした調査なら私はしていきたいと思っています。つまりは、今度何が現実的に問題になるかといえば、何立米入るかというのが問題になってくると思っています。このエリアでどのくらい要るんだということを出していくためにはその調査をせざるを得ない。ただ、そこには、余り時間差、タイムラグがないように、充填を翌年度には必ずしますよという状況まで持っていった上でないと、不安でボーリングで穴はあけられないというふうに思っております。当然そのときの調査のボーリングは充填材を投入する口にも利用できるというようなものにしていけばいいと思っておりますので、やれるかやれないかわからないような状態で調査をし、坑道を傷めたくないというのが現段階の私の考え方でありまして、御理解をいただきたいと思っております。

[10番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

町内の小・中学校の冷房装置設置についてでございます。

「ことしはやたらと暑かった。各所で猛暑日が猛威」という記事が8月31日の中日新聞の記事になっていました。昨年は9月が非常に暑くて、運動会練習中の子供たちは大丈夫なんだろうかと心配する声が上がっておりましたけれども、ことしは、この地方では6月、7月から非常に暑い日が続きました。長期的な統計からも猛暑日はふえてきておるわけです。

さて、昨今、しばしば取り沙汰されているのが小・中学校の冷房装置、つまりエアコンなんですけれども、今回、それについての質問をさせていただきます。

町内の小・中学校では、上之郷小学校・中学校では冷房装置が設置してありますけれども、伏見、御嵩小学校、向陽中学、共和中学校は、普通教室には設置がされていません。町内の校長先生からお聞きしましたところ、三十二、三度を超えると、3階の暑さは耐えられないほどだそうです。

ことし7月の小学校の参観日は殊に暑い日だったので、参観の後、父兄の方、約10人ぐらいの方々からエアコンをぜひ設置していただきたいという要望があったということを伺いました。

近隣の市町村の動向でいえば、美濃加茂市では平成23年度から設置に着手し、現在市内にある中学校2校において、普通教室、特別教室が設置済み。小学校は、9校のうち4校が設置済み、施工中が3校で、残り2校は来年度以降に設置予定です。可児市では、9月定例会で市内16校の小・中学校の教室と職員室に空調をつける事業費に2,047万円を計上、中学校は来年秋、小学校は再来年度の稼働を見込んでいるとの新聞報道を見ました。川辺町では、中学校が1校、この夏休み中に普通教室も特別教室も設置済みで、小学校3校については今後検討していくということです。

私は、以前は小・中学校の冷房については、夏休みもたっぷりあるので、必要はないんじゃないかというふうに考えていましたけれども、今、家庭のエアコンの普及率が90%を超えるものであり、また温暖化といいますか、この夏の暑さを考えますと、子供たちが勉強に集中できるような環境を整えるためにも、学校での冷房装置を考えたときに来ているのではないかと思います。

また、エアコンの設置は財政的にもかなりの金額になるわけですから、設置についてはさまざまな方法があるでしょうし、また計画的な施策の展開も必要であると思います。この点について、教育長、並びに町長の御見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（加藤保郎君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

小・中学校の冷房についての御質問ですので、お答えしたいと思います。

基本的に世の趨勢がそういう流れ、そういう傾向になってしまったというのが正直な感想であります。私どもの子供のころは、もう少し暑くなかった気がしますけれど、暑さは根性でしのげというような時代でしたので、余り本気に考えていなかったのは事実でありますけれど、流れとしては、そういう流れができてきているというのは事実であります。

上之郷小・中学校については、PTAの方が頑張られて、PTAの方々の厚意によって冷房の施設がつけられたと。基本的には、小・中学校は御嵩町立ですので、差別、区別はできるものではありませんので、私も不思議に思ったんですが、これはPTAの事業としておやりになったと。というなら、PTAの動きがもう少し向陽中、御嵩小学校あたりに出てきてもいいのになと、逆に感じたところでもあります。

御嵩町としてクリアしなけりゃいけない問題としては、共和中学校は組合立ですので、可児市が冷房をつけるということを決められたとしても、共和中学校についてどういう扱いをしていくのかということもしっかりと調整を図らなきゃいけない。いじめ条例でも同じようなことを言いましたけれども、これは組合立である以上、どちらに歩調を合わせていくか。共和中学校で冷房をつけるということを決めれば、少なくとも御嵩町内にある学校として公費負担でつけるということになりますので、あと、御嵩小、向陽中、伏見小が差別、区別の対象となってしまうわけですので、ここは慎重に考えていかなければいけない。その点の問題がございます。

あとは財源であります。財源については、その年その年でいろんな交付事業もありますし、そういう部分については全額を町費で負担していくということはまずあり得ないだろうとは思いますが、有利でお得感の高いものを選択してまいりたいと思います。

御嵩町は、環境モデル都市に選定を受けました。CO<sub>2</sub>の削減というのは、環境モデル都市のテーマであります。当然エアコンをつければ、それだけ電気の消費量は上がってきます。その上がってきた分についての整合性をどう図るのかということも大変な問題であります。来年度、避難所も兼ねての再生可能エネルギーに取り組むわけでありまして、ここの兼ね合いも考えていかなきゃいけないという、問題は非常に多くありますので、その点を相談しながら、声を聞きながら、実施するか否かを決めてまいりたいと思いますが、教育長、今、要旨を書いて待っておりますので、大変しっかりした考え方でおりますので、あとは教育長に答弁をさせます。以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

教育長 高木俊朗君。

## 教育長（高木俊朗君）

まずは岡本議員の詳しい調査の上での御質問に敬意を表するものであります。

さて、小・中学校の冷房装置の今後の設置について、教育長として、その見解を5点にまとめてお答えいたします。

まず1点目ですが、子供たちの健康と学習効率のために学習環境を整えたいということです。地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響で、ここ数年の夏の暑さは尋常ではありません。猛暑日もふえております。特に今年度の6月、7月、8月は暑く、6月13日は美濃地方で37度を記録。これは6月としての最高気温を更新しました。7月は、8日から5日間連続猛暑日を記録。8月は、7日から17日間連続猛暑日を記録しています。この4年間の5月から9月までの30度以上を記録した真夏日や猛暑日の日数を美濃地方の記録で拾ってみました。確かにふえています。

このような猛暑の中、子供たちの健康と学習効率のために学習環境を整えたいという願いは、町民なら皆同じであると思っています。

2点目は、学校環境衛生基準を守りたいということです。

文部科学省の学校環境衛生基準によると、教室の温度は、人間の生理的な負担を考えると、夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいとあります。児童・生徒等に生理的、心理的に負担をかけない、最も学習に望ましい条件は、冬で18度から20度、夏では25度から28度程度であるとの基準を示しています。

御嵩町では、冬では十分な対応ができていますが、夏については、上之郷小学校、上之郷中学校以外の学校では十分な対応ができていません。何とか学校環境衛生基準を守りたいということは、学校関係者なら皆同じであると思っています。

3点目です。冷房装置の設置状況についてお話しします。

まず6小・中学校における冷房装置の設置状況について説明します。

現在、6小・中学校では、保健室、パソコン室、図書室、会議室、職員室、校長室に冷房装置を設置しています。しかし、普通教室については、上之郷小学校と上之郷中学校だけあります。上之郷小学校は、平成16年度の大規模改修の中でエコアイスシステムを導入しています。また、上之郷中学校は、平成16年度にPTAの働きかけで普通教室3教室に冷房装置を設置しています。

さて、普通教室への冷房装置について、県内の市の設置状況はどうかと。各務原市と美濃加茂市が既に終え、本巣市は2014年度までに、岐阜市は2015年度までに設置する予定です。可児市は、中学校は2014年度までに、小学校は2015年度までに設置する予定です。普通教室への冷房装置の設置は、この1年で一気に推進の方向へ向かっています。

4点目は、今までの各学校の考えや対応についてです。

普通教室に冷房装置が設置されていない学校では、次の4つの考えを持って、厳しい暑さの中、対応してきました。

1つ目は、夏の暑さを乗り切る気力と体力を養うことが大切である。子供たちの学習の場は教室だけではない。運動場や体育館、特別教室、学習園等々での学習も多く、冷房装置の設置してある教室へ入ったり出たりすることで、寒暖差によるアレルギーや体温調整等で問題が生じやすい。これは教職員も同様である。だから、子供たちが帰るまでは職員室や校長室は冷房はつけないようにする。室温が29度以上になり、冷房をつけるのは保健室、パソコン室、図書室だけである。普通教室は扇風機2台のフル回転で乗り切ろうと。

2つ目です。熱中症対策を徹底することが大切である。学校医の指導のもと、6月、7月、9月は、各学校統一ではないが、次の内容について、配慮、指導するよう徹底し、健康な子供を育成するように努める。例えば朝御飯は必ず食べましょう。特にみそ汁や梅干しなど、塩分は適量を必ずとるようにしましょう。また、この時期は、水筒には沸かしたお茶だけではなく、食塩水やスポーツドリンクを入れてくることも可としますよ。状況に応じた水分補給を行いましょう。暑いときには水分を小まめに補給しましょう。運動で汗をたくさんかく場合には、塩分の補給も必要です。0.1から0.2%程度の食塩水が適当です。体調が悪くなったら、担任の先生、保健室の先生等に自分から、また友達からすぐに申し出ましょう。保健室には、スポーツドリンク、食塩水、氷、氷枕等を準備し、処置します。状況によっては救急車を要請し、病院に搬送します。日本体育協会が示している熱中症予防のための目安としての運動指針を必ず守ります。気温28度、湿度70%以上、無風の状態になったのなら、体調によって、必要があれば冷水スカーフ等の使用を可とします等々であります。

3つ目です。節電の必要性を考慮することが大切である。3・11東日本大震災による原発事故以降、電力不足への対応のために節電行動が全国的に広がった。そのような状況の中、節電の必要性を考慮し、各学校では、冷房装置の予算要望は後になっています。

4つ目、環境教育の充実が大切である。環境教育の一環として、教室ができるだけ涼しくなるよう、教室廊下側の窓や戸をあけ放して風通しをよくする。また、南側のベランダ等にヘチマやゴーヤー等のつるをネットに絡ませて、グリーンカーテンを設置するなど、各学校は本当に工夫している。また、節電についても取り組みが充実している。

以上、普通教室に冷房装置が設置されていない学校では、以上の4つの考えを持ち、厳しい暑さの中で現在まで対応してきました。

最後の5点目は本論です。今後、節電の取り組みをしながら、冷房装置を設置する方向へ進めていきたいということです。4点目に述べた今までの各学校の考えや対応についてで対応し

てきた各学校も、耐えられない状況になっていることは事実です。今後、他の市町の状況も踏まえ、計画的に設置していきたいと考えています。また、上之郷小学校や上之郷中学校との教育条件の格差も問題になっています。同じ町内で冷房装置が設置してある学校とない学校があるという課題は解決すべきであります。4小学校中で、各学級の普通教室と通級指導教室の数を計算しますと、56教室ほどあります。1教室200万円で設置すると、約1億1,200万円の予算が必要です。現在、教育委員会事務局では、リースではどうなるのかなど、第4次総合計画3カ年実施計画調書の策定に取り組んでいます。例えばリースでは、56教室に設置すると、年間のリース料金は1,000万円程度になります。なお、環境モデル都市としての小・中学校として、6小・中学校は交通環境学習の継続と発展に努め、節電・節水の省エネの取り組みも強化しています。中でも、上之郷小学校と上之郷中学校は冷房装置の使用については、他の4小・中学校にも配慮しながら必要最小限の使用に努め、過剰な使用を防ぐルールづくりや徹底した節電の取り組みを行っているところです。教育委員会としましては、節電の取り組みを強化しながら、計画的に冷房装置の設置が実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上で小学校の冷房装置の今後の設置について、教育長としての見解を終わります。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

教育長の大変力強い前向きな御答弁をありがとうございました。きょう、本当に質問してよかったなというふうに心から思っております。やっぱり小学校、中学校の校長先生方は、エアコンをつけてほしいなんていうことはなかなかよう言われません。町の財政状況が厳しいということもよく御存じなので言われませんが、心の中ではそう思っているというふうに私も感じております。教育長の大変力強い御答弁が本当に後押ししてくださると思います。ありがとうございました。

1点ですが、質問じゃなくて、きょう、せっかくいただいた資料がありますので、ちょっと見ていただきますと、1ページ目の真ん中よりちょっと下のところで、全普通教室、エアコンを設置している教室数というところで、小学校が180で、3.9%の設置率、中学校が138で6.9%という数字が出ておりますけれども、これ、平成24年5月の調査でして、このときはまだエアコンの設置率って3.9とか6.9で、非常に低いものですが、この後、急激にといいますか、ここ本当に一、二年でぐっとエアコンの設置率がふえてきたと思えました。いよいよどこも抜き差しならない状況になってきたんだということを感じております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は11時とします。

午前10時48分 休憩

---

午前11時00分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開します。

続きまして、1番 高山由行君。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許します。

**1番（高山由行君）**

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました町長マニフェストの中間検証、町道の維持管理、武道の必修化における本町の取り組み状況の3項目について、一問一答でお願いしてありますので、よろしく御答弁のほうをお願いします。

町道の維持管理のほうは、後ほど山田議員もそれに関連して質問される予定でありますので、私のほうの質問は、通告書には物すごくページ数が多いみたいですけど、答弁としては簡単に答えられるものですので、簡潔によろしくお願いします。

町長、そしてここにおられる町執行部の皆さんにおかれましては、第2期渡邊町政、そしてチーム渡邊として、御嵩町民の福祉と日常生活の向上に向けて努力していただき、大変ありがとうございます。

瀬瀬副町長を初め、職員の方も、さきの選挙で掲げたマニフェスト、私、きょう持ってきておりますが、町長の顔がかなり若く写っていますけど、これです。いろいろお約束事、そのほか書いてありますが、このマニフェスト、町民に対する約束事ですね。町長はいつも言うておられますが、4年間に取り組む政策の約束事ですので、町民に負託された4年間の2年が経過し、残された2年間、しっかりと御嵩町のかじ取りをしていただくためにも、前向きにお答えいただきたいと思います。

町長は、このマニフェストで約束事として大きな項目11点書いてありますが、取り組んでいくことを織り込んでおられますが、政策実現という点では、腰を据えて実現していくことと、突発的に対応を迫られることがあると考えますが、渡邊町長の1期目においての大規模な亜炭鉱害、そして水害、また経済状況ではリーマンショック等、突発的な対応に迫られ、大変御苦労がある中での4年間であったと思います。

2期目のこの2年間は、町長の過密スケジュールなどを考えますと、また悩み事の多い御苦

労されている町民の方に大変失礼ではありますが、さきの4年間に比べては、穏やかな環境の中で御嵩の町政をとってこられたのかなと、一議員としては考えております。

町長、2期目の一番最初にハードルに例えて、すぐ越えられるハードル、また腰を据えて越えられるハードルという引用をしておりましたが、この腰を据えて、将来の御嵩町の目指す姿というものも考えられる時間もできた2年間ではなかったかと思っております。

それでも、大変忙しく御嵩町の諸問題に取り組んでおられますし、新たに環境モデル都市に選定され、取り組む課題も山積しておりますが、マニフェストが約束事とするならば、後半の2年間でしっかりと取り組んでいただきたい項目もあるようですので、折り返し地点の今回このマニフェストに対する分析と達成度と、また追加政策等、また変更のことも含めまして、町長のいつも話しておられる徹底的な情報公開と説明責任を果たしていただきたいと思います。

一つ一つの項目に対しての説明でもいいですし、私のいただいた時間は1時間ありますので、あとの質問もありますが、十分な時間を使っていただき、明快な御答弁のほうをよろしく願います。

また、ここで議会基本条例とかの反問権があるならば、議員としては、高山君、どうだという質問があるかもわかりませんが、この質問をするに当たっては、私自身も4年間の2年の折り返しなので、自分自身では自分のやってきたことを調査、反省、検証はしております。余談ではありますが、自分自身の評価は60点であります。

以上です。町長、よろしく願います。

**議長（加藤保郎君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

高山議員に私のさきの選挙で御提示させていただいたマニフェストについての、いわゆる進捗率の御質問がございましたので、お答えをいたします。

中間検証ということではありますが、高山議員は、過去の議事録等々もかなり読み込んでおみえになると伺っておりますので、私が過去の4年間、どういう立場でどのような議会との関係で仕事をしてきたかについては熟知しておられると思います。風評等でも伝わっているかと思いますが、その点の御理解はいただけているということをお前提として答弁をさせていただきたいと思っております。

「穏やか」という言葉が出てきましたけど、本当にありがたい言葉だと思います。これは自然環境においてもやはり穏やかであるべきだと思いますし、人間関係においても、穏やかな人間関係が構築できることが最も幸せなことではないのかなということをお思っております。

そのような状況の中で進めていくのが、4年間、私の仕事として、お約束といたしますか、契

約をしたマニフェストを進めていくのが私の仕事と言えます。

先ほど政策的なことをやってこなかったから財政事情としてはよくなったんだろうと、そういうことだと言われておりますけれど、最初の選挙から、2回目の選挙の私の選対のほうでは、1年間仕事をちょっとやり過ぎたんだと。PRする部分が今後のことを語るに語りづらいたらうというようなことが出てきました。それでも、方針は、人の悪口を言わない選挙にしようというのが私の選挙対策本部の大前提といいますか、方針でありました。

その中で、理解をいただき、また4年の時間をいただき、2年と少しが済んだわけでありませんが、マニフェストのメリットというのは、私、1回目のときに感じたんですが、当選して、仕事を始めるその段階で既に私が何を町民に約束して当選してきたのかということ職員も研究をしております、それぞれ担当者が分野に分けて、こう取り組んでいこうというイメージを既に抱いていたということは、ちょっとした私自身も驚きでもありましたし、喜びでもありました。

ちょうどこのマニフェストを作成しましたのが一昨年5月、連休のあたりであります。私自身、町長の任期が終了しまして、議員の選挙と同日選挙にするために、1カ月半、一般人の立場になったわけでありまして、その中で作成したマニフェストであります。ちょうど3・11の震災が起きて2カ月足らずのところでありましたので、どうしても比重として、災害対策のほうに視点が行ったのは否めない事実でありますし、もともと私自身も、南海トラフですね、東海・東南海の震災が起きたときに御嵩町は一体どうなるんだろうという、非常に危機感を持っておりまして、マニフェストの最初の項目のほうに掲げさせていただきました。

前回の柳川町政の時代には答弁も質問も時間制限かございましたので、かなり長時間にわたっての答弁をされたということもありますけれど、1時間ということでもあります。ほかに2点質問があるようですので、なるべく簡潔にやっていきたいと思っております。

一つカテゴリーごとに分けていくとしますと、この災害関連がやはりトップに位置づけてあります。

災害に強いまちにいたしますという内容については、避難所の安全性を確認し、発電・蓄電設備を整備しますとお約束してあります。これは、さきのグリーン・ニューディールの説明の中で申し上げましたように、御嵩町は災害が起きた場合に大きなダメージをこうむるであろうという観点から、どうしても必要なものだと思っております。グリーン・ニューディールという政策に恵まれることができましたので、ぜひそれを進めていける財源として考えていきたいと。岐阜県議会が今行われておりますので、岐阜県議会の中で議論をされた上で基金として積み込まれた後に、そうした政策展開を具体的に進めていけることになるのではないかと期待をしております。

2つ目が、安全なエネルギー政策に取り組みますと。あの時点で、どう考えても新設の原発はもう無理であろうと。これは今でも誰しもが思っていることだと思います。将来的に言えば、今の原発が老朽化していけば、少なくとも30年後ぐらいには全てなくなってしまうとか、使えなくなってしまうというのは当然の理屈だと思います。原発のよしあしについては別といたしまして、現実の問題として、そういう状況になってくるであろうとしたなら、こんな小さな町ですが、再生可能エネルギーに取り組む、ある意味最前線に立つこともできるのではないかと考えた上での話でございます。

駅前に太陽光をつけたときにも、何か異様な感じだということを言われたこともありますけれど、やはり前の4年間で進めてきたことも役に立っているという観点からいけば、成功した部類に入るのかな思っておりますけど、これ以降、この2年間でも取り組んでまいりました。町民に対して、太陽光発電等々に取り組んでいただけるよう、また行政としても、何らかの整備をするときには太陽光については必ず入れていくという考え方をしております。

もう1点は、垂炭廃坑の問題の解決ということでもあります。これは、やはり何度も申し上げるように、御嵩町にとって本当に一番肝のところになります。当然取り組んでいくのは当たり前でありますけれど、少なくとも前に光が見えるような状態にして、私や私と同世代の方が現役を退いても、動いていけるという体制を私どもがつくっていくのが責任だと思っています。生きているうちに全てが埋まるということはないかもしれませんが、こういうやり方で始めてくれたから、今やっておれるんだと、やれるんだという状況にまで持っていくのが自分の責任かなということを思っておりますので、そうした道筋をぜひつけていきたいと。その部分を解決していきたいという考え方をしております。

次に、環境施策、カテゴリーとしてはそういう分野に入るかと思いますが、里山の保全の強化ということでもあります。昨今、有害鳥獣の問題も非常に大きく扱われておりますけれど、やはり人間と自然とのせめぎ合いをするところでもあります。里山というのは、人が入って、人が手を入れて、存在してきたものでありますので、今後も入りやすい里山にしていくと。できる限り、遊びでもいいですから、子供も里山に入ってもらって、山で梅干しだけのおにぎりがどれほどおいしいかということがわかってもらえるような、そんな町にしていきたいと考えております。

名鉄広見線対策についてであります。

とりあえずは存続しております。また、3年間の運行補助も決まり、スタートしております。これは廃止を前提にしたものではないということは名鉄のほうからも伺っておりますので、我々としては、電車で十分だというような状況のときには、必ず電車を使うと心がけるようにして、今、利用減に歯どめがかからない状況ではありますけれど、少なくとも今後の超高齢化

に備えるためにも存続をさせていく。その3年間でスタートしたと。この3年間で何とか数値に底を打たせて、V字回復はできないでしょうから、緩やかな回復ができるような、そんな手当てをしてまいりたいと考えております。

この名鉄広見線は、やはり東濃高校の生徒の数というのが非常に大きく影響してきます。差別化できるような魅力ある高校づくりというのも非常に大切だと思います。議会の冒頭の挨拶でも述べましたように、北海道の下川町へ行った際に、また1時間半ほどかけましたけれども、おといねっぶ美術工芸高校というところに行ってまいりました。道立から村立に変えたわけですが、子供たちは全員村外の子供たちです。全寮制ですので、住民票を持ってこさせているということで、それだけでこの高校の生徒の数だけ住民票、村民がふえているというところがあります。非常にまじめな子供たちです。校長先生のお話を聞いたところによりますと、日本一携帯電話を見ている時間の少ない高校生だという表現が使われました。全寮制ですので、夕方食事に帰り、風呂に入り、その後、何をしているかという、もう一回学校へ行って、いろんな作品に取り組んでいるという高校生たちです。岐阜県からも兄弟が行っておみえになります。今はもう1人になっているんですが、そうした高校であります。全国から、沖縄方面からも、この高校の存在を知って行っているという高校であります。

東濃高校の教頭も同行をしていただいて、見てまいりました。東濃高校は普通科の学校ではありませんけれど、いろんな分野に分けての学習が始まっておりますので、生かせるところは生かしていただきたいということで視察をさせていただきました。そうした人気が出れば、岐阜県の松川教育長も、1クラス分ぐらいはすぐまたふえますよというようなお話をいただきましたので、いかに我々が魅力ある高校づくりをしていくかということが大切かなということを思っていました。東濃高校はどこから来ても自由な高校でありますので、少々遠いところからでも、電車通学も含めて、通ってもらえるような高校になればと思っております。

次に、デマンドバスの仕組みの完成についてであります。とりあえずは完成させたということになるかと思えます。また、実際に動いてみましたら、いろんな区域もあるようですので、今、それを総点検しながら、バス停をふやすとか、移動するとか、そのような対応が必要な部分があるやに直接にもお聞きしておりますので、今後、公共交通会議を開きながら、その点について改善をしていくということでもありますので、とりあえずのシステムはできたと考えております。

次に、生活環境のことでありますが、上之郷の無水道地域、これは1期目から取り組んでおりますけれど、あと3年ですか。3年でほぼ完了すると。ことしを含めて3年ということになるわけですが、完了するであろうというめどは立っておりますので、当然継続していくということでもあります。

若者の定住化について、企業誘致をしるという声が随分あるんですが、実は平芝の工業団地、グリーンテクノ工業団地、この2カ所を集めても、御嵩町の町民が従業員になっている数というのは全体の30%弱です。働き場所は実はあるんです。企業誘致をした際に、逆に余りお考えにならないことは、そこに従業員が集まるかということが実は最大のネックになります。御嵩町へ進出してきたものの、就職してくれる人がないとなったら、企業誘致は失敗。それ以降に進出していただける企業はなくなるということでもあります。少なくとも企業誘致というのは、そういう逆の裏腹な部分も抱えているということですが、少なくとも私は御嵩町の住民が、できればグリーンテクノや平芝工業団地で全従業員の半分ぐらいを占めることになってくれたらというふうに願っているところであります。

私たち大人の責任でもあります。学校での教育の中で企業の紹介みたいなものをほとんどしてこなかったのも事実でありますし、中学生あたりは、御嵩町を出ていきますと。パネルディスカッションでも、働くところはないからという、そんな短絡的な意見を言う子もあるんですが、かなり頑張っただけで勉強しないと合格しないような企業もありますので、そういう点を我々は支えていくということがいかに大切かということかと思えます。将来的な高齢化に備えても、御嵩町で生まれ育って、一時期大学等々へ行ったとしても、御嵩町へ戻ってくる、そういうすべはあるんですよということは伝えていきたいと思っております。

次に、介護予防対策であります。施設としてはふえておりませんが、現状、施設を考えている施設に対して、どう組み込んでいくかということに取り組んでおります。特にフォローアップを重要視してまいりたいと思えます。高齢化率が高くなった、年寄りが多くなったと言っているだけでは何にもなりません。健康寿命をいかに延ばすか。自分で自分のことができる、そういう時間をいかに寿命として長くしていけるのか、これが問題だと思います。私も含めて、ついを迎える前には当然介護が必要になってきます。看護も必要になってくる。そして、人生を終えるわけでありませうけれど、その介護や医療が必要である時間をいかに短くしていくかというのがこれからの知恵の絞りどころとなるかと思えますので、まず健康をどう維持していくか。データとしては、介護予防施設、筋トレなどは数字的に顕著に出ていますので、これを進めていきたいと考えております。具体的に目に見える形にはなっておりませんが、まずは伏見児童館のほうに組み込んでいくという前提で進めておりますので、また御相談させていただきたいと思えます。

次に2点目、議会関連ということになりますが、議会の土・日、夜の開催、きょうは傍聴者、女性の方が来ていただいているわけですが、やはり仕事をしておられる男性が議会の傍聴をしようとしても、平日のこういう時間では無理ということになります。その延長線で、私は議員になりましたときに、全てビデオに撮って、中山道みたけ館において、土・日に見たい方には

見ていただいたらどうだということでビデオ撮影が始まったという経緯もありますけれど、私、議長になったときにも、ぜひ一回取り組んでみたいというのが、議員の皆さん、同僚議員にも言うておりましたけれど、土曜日・日曜日の開催、夜の開催というものはどうだろうということ、私、議長を3月でやめてしまいましたので、町長選挙に出るということで、残念ながら6月議会で一回やってみようというような話まで行っておりましたけれど、残念ながら実現しなかったということで、この場をかりて、新しい議長も誕生しましたので、議会のほうで一度この点について議論を願いたい。必要となる経費は、ここにいる職員のほうは残業手当も休日手当もつかない職員ばかりですので、人件費はふえません。対応は電気代、電気は今でもついていますので、ほとんど経費としては変わりませんから、やってみる価値はあるというふうに思っております。

もう1点が、多分高山議員と大激論を交わさなきゃいけないというのは、常設型の住民投票条例であります。

私は、実は町長公室で議長からうそをつかれた町長です。政策を変更させるためだったんだろうと思いますが、9人を集めて、全員協議会と称した。全員協議会9人の総意を町長に伝えるということで伝えられました。総意とおっしゃいました。総意というのは、話がまとまったということですが、一つは、子供の医療費無料化、これを所得制限を設ける。もう1点は、高山議員にも大変お世話になりましたけれど、南山のほうにある一般廃棄物の処分場であります。この一般廃棄物の処分場を新設するために必要だったのが、大久後の一般廃棄物処分場でありました。前町長に、私は口酸っぱく、それはそれ、これはこれとして、寿和工業と話し合ってくださいとかなり申し上げたんですが、行動はされなかった。残念なことに進入道路を地権者が二重売りをしておられたと。さきに登記をされたのが寿和工業だった。つまり御嵩町が一般廃棄物処分をしようと思うと、寿和工業の道路、進入路を使わせていただかなきゃならないという状況でありました。それを頼んでくれということ随分申し上げたんですが、行動されなかった。結果的に、あそこはもうやめるとおっしゃったんですが、それがそのまま積み残しで残ってきた。

私の代で何とかしなきゃいけないということになりましたけれど、私は、休止という状況にしておきたいと思っております。なぜかという、先ほど震災の話も出ました。震災瓦れきが出た場合に、そうした瓦れきをどこへ持っていくのかと考えたときに、休止をしておけば、また開始という手続をとれば、瓦やコンクリートぐらいは処分できるだろうという考え方をしておりました。それを、休止ということはならんと。廃止しろということ、2点伝えに来られました。9人の総意とおっしゃいました。提案者として、9人の総意ということとは否決されるということですので、結果的に大久後の処分場は終了したと。子供の医療費の、いわ

ゆる所得制限については、否決なら否決してくれと。このままいくというお話をさせていただきました。私自身も首をかしげながら聞いておりました。当時は応援していただいていたんですが、岡本議員も見えましたし、当初より早い時期から子供の医療費無料化というのを言っておられた大沢議員もおられました。谷口議員や植松議員は、町長選挙で子供の医療費の無料化を訴えられた。これも知っておりました。そういう人たちを含めて、9人の総意とおっしゃったのは非常に残念であったと、その時点では思いましたけど、結局それはうそだったという話です。

これ、議事録に残っていると思いますので、またどの点がそうだったのかは聞いていただければよろしいかと思えますけれど、つまり私は当時の議会とは信頼関係が結べない、そう判断しておりました。いずれ大変大きな間違いを犯す議会だということを思っておりました。

そのときに何が必要になるかといえば、住民投票で決めていくということは、一番公平、平等になるんじゃないのかと。正しい選択ができるんじゃないのかと。そうした危機感を持っておりまして、2年前のマニフェストに常設型の住民投票条例をつくりたいということを申し上げたのであります。

結果的に、今の議会は、御相談申し上げれば理解していただける部分が多くあると思いますので、喫緊の課題で常設型の住民投票条例が必要な状況ではないと。ある程度の信頼関係は結べると私自身思っておりますので、これは慌てなくてもいいと現段階では言えるかと思えます。

本来、マニフェストには、財源といいますか、幾らぐらいかかるということも、いつやるということも入れておかなきゃいけないんですが、そのマニフェストは入れなかったというのは、ちょっとずるさが出てしまったのかなというふうに思っておりますけれど、るる申し上げましたけれど、少なくともマニフェストについては、手がつけてないというのは今の住民投票条例ぐらいかなという判断、自分自身で評価をしている次第であります。

この中で、突発的なことといいますと、今回は環境モデル都市の選定だったと思います。ただ、この環境モデル都市については、5年前に立候補させていただいた内容を実はこのマニフェストの中に散りばめたという経緯があります。例えば災害とCO<sub>2</sub>等の削減の関係、安全なエネルギーもそうですし、里山等々の整備もそうです。これらを散りばめたマニフェストになっている。もう一回、今回の環境モデル都市に立候補させていただいたときに、それを集約したような形をつくったということでもあります。一生懸命頑張って、背伸びででもやれるんだという数値にしてありますので、あとは看板をいただいたものをどう我々が磨いていくか。マニフェストになかったものでありますけれど、内容的には、マニフェストからそれほど離れたものにはなっていないと、そう考えております。

いろいろ申し上げましたけれど、議会の協力をいただかなければならないということも多く

ございます。当然1期目のマニフェストに記したもので継続していくべきものは多くあります。これは政策として行っておりますので、目に見えるものになっているわけではありませんけれど、例えば水道料金の10%値上げ、先ほどの子供の医療費の無料化、継続していくべきものは多くあります。これらはこれらとして、前の4年間の分を守りつつ、頑張ったいというふうに思っております。当然小学校の30人未満学級も私が掲げた政策でありますので、私が町長であれば、継続していくと。あとの町長さんが誕生するのであれば、その方がまた考えていただければいいことだというふうに思っております。少なくとも今後、御嵩町は、これまでどおり財源については、一生懸命知恵を絞って町民の負担を少なくしていけるよう頑張っていくということと、あとは、独自性を出していくことかなということを考えています。知恵を絞って、政策でも、口をあけてりゃお金が来るとい時代じゃありませんので、こちらから動かないと、交付金なり補助金なりいただける状況にはならないというのが現在でありますので、そうした状況を踏まえた上で、一生懸命知恵を絞りながら、町政、町民のために働いてまいりたいというふうに思っております。

4年間時間をいただいた中の2年数カ月が終わりましたので、あと1年10カ月ぐらいでその総まとめをしていくのが私の仕事だと思います。そのまま引き継いでいかなきゃいけないという部分もあるかと思ったり、新たにまた挑戦していくことも出てくるかと思ったりするので、この2年間頑張って、マニフェストがどれだけ実現できたかということについても、皆さんに報告できるような形での町政の運営を図ってまいりたいと思っておりますので、今後とも御協力のほどをよろしくお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[1番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

細かく、町長、自分のマニフェストに対しての2年間分の検証をしていただきました。ありがとうございました。

これから環境モデル都市ということで、私も、堀参事と三輪参事の提案書をしっかり読ませていただきました。今言っておった災害拠点のスマートシティーのつくりとか、蓄電池の設備とか、細かいことがいろいろ書いてありましたが、一つ二つ、早くやってほしいことがありまして、例えば事業者の太陽光の補助制度、これは行く行くは多分政策としてやっていただけるものと思いますが、時期的なものは、町長、考えておられますか。今、個人の屋根の上の太陽光の補助は2年目ですけど、事業者のほうはどうですか、町長。

議長（加藤保郎君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

企業関係のほうからも実はそういう要請がございます。環境モデル都市に関連して、企業にも参加していただきたいという思いがございますので、そうした希望を持つ企業とは今後協議を重ねながら、御嵩町でお手伝いできるところはお手伝いしていきたいと思っております。

財源として、どのような財源があるのか。御嵩町町単でやっていくのか、いろんな方法、アイデアが出てくるかと思っておりますので、この点については前向きにやっていきたい。

避難所等々でも、災害時には企業にもお願いしなきゃいけないところも出てくるかと思いませんし、ありとあらゆる部分で、御嵩町の町内の企業であるという部分の関係をしっかりと充実したものにしていきたいという思いを持っておりますので、これから企業に対してもこちらからもお願いすることはしながら、先方のお願いも聞いていきたいというふうに思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

ありがとうございます。

マニフェストに対しての検証は、私も一つ一つ、町長のマニフェスト11点、点数をつけてやってきましたけど、あとは環境モデル都市の関係で、下川町環境未来都市ですか、環境モデル都市のその先に行き着くところという位置づけみたいですが、御嵩町もそこを目指して、早い話ですが、アクションプランもできる前ということですが、最終形を目指して、もしあれば提案していく所存でおるのか、町長、もう1点、そこだけ。

**議長（加藤保郎君）**

高山議員、大きな意味で質問内容はあるとは思いますが、実質はないので、今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

実は前回立候補したときに、その環境モデル都市の最終形が環境未来都市であるということは前提ではございませんでした。選定漏れをしてから、この5年間で方向性が若干変わってきたと。欲張った制度になってきたと。考えてみれば、下川町を見てもそうです。環境を重点的に取り組んでいくのは、超高齢社会にどう取り組んでいくのか。また、先ほどから話題になっております、御嵩町に残って、御嵩町で仕事をさせていただかないと、親の介護等々の問題も出

てきます。そういう部分でどのような行政としての手伝いができるのかというテーマがある意味加えられたと解釈しておりますけれど、まず環境モデル都市を磨き上げていきつつ、当然目指すのは環境未来都市ということになってくるかと思います。今回、立候補して初めてわかってきたことでもありますので、まず環境モデル都市に全力を尽くし、次を目指すという意気込みでありますので、よろしくお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

ありがとうございました。

1点目の質問は終わります。いろいろと失礼がありましたことをお許してください。

次に、2点目の質問に移ります。

町道の維持管理について、二、三質問させていただきますが、どの社会資本の維持管理でも、国であれ、地方公共団体であれ、予算が潤沢のときはいいですけど、超少子・高齢化社会になり、社会保障費の増大でなかなかインフラ整備などに予算のほう回らず、頭が痛い問題であると考えています。

御嵩町議会でも、去年の11月に公共施設白書、そして再配置計画を先進地事例の研修で神奈川県秦野市のほうに行政視察に行っております。

そして、岡本議員の質問に対して、総務部長の、町の規模に合った公共施設の見直し基準と更新に対する方針を作成していきたいとの御答弁を得ております。

公共施設の担当課は各課にまたがっておりますので、進捗管理を行政改革推進委員会にお願いしてあるということでもありますので、公共施設のほうは、進捗状況等を注視していきたいと思っております。

今回は、道路管理のほうで少し建設部長にお聞きしますが、これも公共建築物等と同じで、予算措置についても厳しい面ばかりだと思います。

1つ目の質問は、この時期ですのでお聞きしますが、これは先回の定例会でも山口議員が町道の草刈りのことについて質問されておりますので、重複するかとも思いましたが、質問いたします。

道路脇の除草対策の点についてであります。

ことし春から夏にかけては、多くの除草の要望が町のほうに寄せられていると思いますが、これは毎年のことだと思います。全ての雑草を町のほうが管理できないと思いますが、ボランティアの人たちの善意もありましょうし、みたけロードサポーター制度もあり、除草時のトラ

ブルも対応されているということですので、このロードサポーター制度も平成20年に始まり、丸5年が経過していますが、現在の活動状況について、少しお伺いします。

現在の活動団体数、団体数の年度別推移、問題点等、お答えいただきたいと思います。

2つ目の質問であります、草刈りと舗装のほうで分けて質問しますので、よろしくお願ひします。

町道の舗装整備の件でありますので、除草、要望同様、町民要望として住民環境課のほうに多数寄せられていると思いますし、毎年、消耗性の高い舗装面の維持には、舗装面が劣悪でありますと、交通事故等、道路管理者とすれば大変気を使うことだと思います。また、一つ間違えば人命にもかかわってくることでありますので、私も素人ですけれど、素人のそもそもの質問になってしまいますが、よろしくお願ひします。

町道管理の管理主体は土木課で、道路台帳で管理されていることと思いますが、まず1点目、御嵩町道の現在の総延長の舗装率はどれぐらいでしょうか。これは平成20年、5年ぐらい前までのあれは町のホームページに載っておりましたが、伸びておるのかどうかということが伺いたいです。

2つ目に、町道の点検の頻度はどれぐらいでしょうか。また、点検の指針、マニュアルみたいなものはありますか。

3つ目、アスファルトの補修程度ではどうにもならない町道に対しての全面改良は、毎年度の予算要求なのか、舗装改良の計画書みたいなものがあるのか、どのように維持管理に努めておりますでしょうか。

4つ目、公共の建築物同様、道路の建設年、現在の老朽化度等、どれぐらい建設課で把握されておりますでしょうか。また、情報管理されておりますでしょうか。

5つ目、私がちょっと調べた中では、ロードサポーターの方に補助金申請時に草刈りなどを頼んでおるわけですが、そのときに、ついでに道路状況などの情報提供をしていただくという制度をつくっておられる市町もあるようですが、御嵩町でもそのような試みができるかどうか、所感をお伺いします。

6つ目、最後に、道路維持費は多くの補助が受けられず、自主財源で賅っていると伺っておりますが、建物同様、対症療法だけでは済まなくなる時期がいつかは来ます。建物みたいに再編計画というわけには、長過ぎていかないかもわかりませんが、計画的に舗装の改良更新をどのように行っていくのか、お示してください。

この2点目に対しては、道路の構造物といえば、橋梁の話もいろいろと出てきますし、側溝、その他、付随した構造物もたくさんありますが、舗装の点だけについて絞って質問します。

以上、建設部長、よろしくお願ひします。

## 議長（加藤保郎君）

建設部長 奥村悟君。

答弁と質問の時間があと十数分になっておりますので、簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

## 建設部長（奥村 悟君）

今、ここに立ちまして、昨年4月、部長になりまして、6月の定例会で高山議員から初の質問を受けまして、大変緊張して答弁したことがちょっと頭をよぎったところであります。

それでは、高山議員の御質問にお答えします。

私への質問は、町道の維持管理についてであります。

まず町道の除草についてですが、毎年、自治会等から草刈りの要望が多く寄せられます。昨年の12月定例会に山口議員からも質問があり、答弁させていただきましたが、例年、シルバー人材センターへの作業委託、町内一斉清掃、自治会、みたけロードサポーター、町民ボランティアなどにより草刈りを行っていただいているのが現状です。

今年度に限っては、岐阜県の緊急雇用創出事業を活用して、町道、河川、公園などの草刈りを行っているところです。

特にみたけロードサポーター制度は、町民と行政のパートナーシップを図る上でも有益な制度だと考えております。

みたけロードサポーターについての質問であります。1点目の現在の活動団体数は、25年度の活動団体は9団体です。

2点目の団体数の推移は、平成20年度に制度を開始しましたが、その年度は3団体、21年度は6団体、22年度は8団体、23年度は9団体、24年度は8団体、25年度は9団体と、ほぼ横ばいであります。

3点目のロードサポーター制度の問題点は、1つに、毎年、「ほっとみたけ」で新規団体の募集を掲載し、自治会の草刈り要望への回答にもロードサポーター制度をPRしていますが、団体数はふえない。2つに、団体のメンバーが高齢化でやめる団体も出てきている。3つに、現在の制度は、各団体へ支援金を3年目までは3万円、それ以降、4年目からは1万5,000円としているが、燃料や草刈り機の維持管理など費用がかかり過ぎ、増額要望がある。4つに、作業中の飛び石による車などへの損傷が発生している。5つに、草刈り機の取り扱いにふなれな人もあり、安全管理として、取り扱い講習会の実施が必要などの課題があります。

先ごろ、ロードサポーターの代表者に寄っていただき、会議を開催し、作業中の事故への注意喚起を行い、情報交換、問題点など、話し合いを行ったところです。

限られた予算と職員では快適な道路環境を保つことができなくなっている現状を見ると、ロ

ードサポーター制度による町道の維持管理は有益な制度であり、自分たちの通る道は自分たちで守り、きれいにするという町民の方の意識の向上にもつながると考えています。

草刈り作業は、安全に配慮しないと自分自身がけがをしたり、他人にけがを負わせたり、他人の物を壊すという事故がつきものです。個人の活動ですと、もしもの事故に備えて、自分で掛金を払って保険に加入することになりますし、保険に入らない場合は、事故が発生したとき、全額自己負担になります。ロードサポーターに加入しますと、町が加入する賠償補償保険にて活動中に発生した事故に対して保険が適用されます。そのため、安心して活動に取り組んでいただけます。

今後、多くの町民の方がロードサポーターに登録して活動して下さるよう、課題を整理して、要綱の改正を行っていきたいと思っています。

次に、2つ目の質問であります町道の舗装についてですが、道路法第42条に、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと規定されています。中央自動車道笹子トンネルの天井板の崩落事故や静岡県浜松市での老朽橋の落橋などを受けて、道路ストックの老朽化問題が深刻となっています。

本町も過去に、道路の穴ぼこなどによる道路管理瑕疵事故に対して損害賠償を行っている状況もあります。

こういった老朽化が進む道路ストックを維持管理、更新していくために、点検による健全度の把握と予防安全対策を実施する必要性から、国は平成25年2月27日付で道路ストック総点検の実施についての実施要領案を各都道府県及び市町村に示し、この要領に基づき、点検を実施していくことが今後の修繕対策を進めていくことの有用性に鑑み、大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防安全を推進しています。

平成25年度から国の社会資本整備総合交付金の中にも、地域住民の命と暮らしを守る総合的なインフラの構築のための防災安全対策交付金枠を設けて、予算を確保しています。

1点目の、町道の総延長と舗装率は、総延長は272,548.1キロメートル、舗装率は77.7%です。参考ですが、平成24年4月1日現在の県内の市町村道の総延長は2万5,689.3キロメートルで、その舗装率は82.7%です。

2点目の、町道の点検の頻度、回数、点検の指針はあるかは、明文化された指針はありませんが、危険箇所の把握と早期の安全対策を図るため、建設課では毎月第2、第4水曜日に町内をパトロールし、道路や道路施設の損傷、異常、占用物件の異常、倒木やグレーチングふたなど、道路構造物の盗難などをチェック項目に記入し、報告書として取りまとめ、危険度の高いものについては早急に対策を講じています。

3点目の、町道の全面改良はどのように進めているかは、自治会からの要望や担当者の点検の結果、悪い箇所があれば、まとめて予算の範囲内で発注工事にて舗装・補修を行っています。また、国の交付金を活用して計画的に道路改良を行っています。今回の補正予算にも町道の舗装・補修の工事費や修繕費を計上させていただいているところです。

4点目の、町道の情報管理はされているかは、発注工事に伴う舗装は、契約台帳により施工年度は把握できますが、台帳にないものは把握は不可能です。老朽度については、実際に路面調査等により点検してみないとわかりません。路線ごとに道路台帳を整備し、車道の幅員、路面の種類などを管理しています。

5点目の、ロードサポーターの方に道路状況の情報提供を求めてはいかがかは、ロードサポーターの趣旨はあくまでも道路の草刈りなどの維持管理ですが、今後そのような情報をいただけるよう提言してみたいと思います。

一つの案ですが、既に制度としてある福の輪（しあわせのわ）ネットワーク —— 保険長寿課の管轄でございますけれども —— のように、道路情報ネットワークという名称で郵便局や新聞店などと協定を結んで、配達員の方に情報を提供してもらうようにしてはと考えています。

6点目の、この先の舗装の改良更新計画はどうかは、さきにも申しましたように、国の進める道路ストックにより舗装の総点検を実施して、更新計画を定めた上で計画的に交付金を活用して実施していきたいと考えています。道路に限らず、トンネル、橋梁などの道路構造物についても、国の防災安全交付金を活用して、計画的な修繕、更新を行ってまいります。

以上で私の答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

建設部長、いろいろとありがとうございました。

実際には、対症療法の市町が多くて、維持管理計画の立ててないところがほとんどみたいですので、だけど、アセットマネジメントですか、そういう取り組んでいく県も多くございまして、御嵩町もこの先、そういうものに対して積極的に取り組んでいっていただきたいと思えます。

議長、あと6分ですが、最後の質問はどういたしましょうか。

**議長（加藤保郎君）**

時間が来たら、切ります。

**1番（高山由行君）**

じゃあ最後、済みません、高木教育長には尻切れになっちゃうかもしれませんが、私、またそもそもの質問で、3問目の質問に移りますけど、高木教育長に、新学習指導要領の実施に伴う武道の必修化の本町の取り組み状況について、何点かお伺いします。

平成20年に新学習指導要領が告示され、中学校の保健体育において、1・2年生に武道の必修が平成24年、先年から導入されました。この取り組み状況を簡単に高木教育長のほうから御説明いただきたいと思います。

まずは、武道の種目は、町の教育委員会がするのか、各学校で選択するのか、どちらでしょうか。

また、本町の各学校、3校ありますが、その取り組み、どの種目を選択したか。

そして、武道指導者の研修はどのように行われてきたか。これは必修科目にもよりますが、3つ目に教えていただきたい。

4つ目に、本町において武道指導中に事故は起きていないか。これは、柔道の必修でいろいろと事故があつて問題になりましたので、全国で大変大問題でしたけど、御嵩町の取り組み状況においてそのような事故は起きてないか。

高木教育長、済みません、はしょって。

**議長（加藤保郎君）**

教育長 高木俊朗君。

時間が来たら切りますので、項目のみ簡潔・明瞭に答弁をお願いします。

**教育長（高木俊朗君）**

中学校において、新学習指導要領がスタートしまして1年半がたとうとしておりますが、高山議員さんからは、武道の必修化についていろいろと御質問いただき、御心配をおかけいたしました。今まできちんと御嵩町の取り組み状況を説明してこなかったということをまずおわび申し上げます。

それでは、まず1点目でございます。必修化された武道の中から選択するのは教育委員会か学校かということです。

学校は、学習指導要領や学校教育法施行規則に従って、地域や学校の実態、子供たちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して教育課程を編成します。よって、この教育課程の編成、また各教科領域の年間指導計画の作成の責任は学校にあり、武道の柔道、剣道、相撲から1つを選択するのも学校であります。

続いて、2点目の上之郷中学校、向陽中学校、共和中学校ではどの武道を選択しているかについてお答えします。

3つの中学校とも武道の必修化である第1学年、第2学年では男女とも剣道を選択しており

ます。なお、必修ではない第3学年についても、3中学校とも全部剣道を選択しています。

なぜ、どの学校も剣道を選択しているのかという理由は、3つあります。1つは、以前から、昭和のころは格技と言っておりましたが、その時代から、また平成になってから武道という呼び方になりましたが、そのようになって、剣道を選択していたということです。

理由の2つ目ですが、剣道の授業の服装は、体操服の上に学校備品の防具をつけるというもので、そのために生徒の負担は、竹刀の購入、約2,000円程度ですね。それと日本手拭いだけであり、一つ安価であるということです。もちろん防具の胴、面、垂れ、こての購入は学校備品として必要ですけれども、一度購入すれば、管理をきちっとすれば長期間使用できるものです。

理由の3つですが、剣道は、柔道や相撲と比べて事故が少なく、安全であるということでございます。

以上のような理由で、御嵩町としては剣道を選択しているところでございます。御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の武道指導者の研修についてでございます。

3つの内容についてお答えします。

まず1つ目は、中学校の保健体育の免許取得のための武道の履修についてです。中学校教員養成課程で保健体育の免許を取得するためには、必修科目として、体育実技7単位以上が必要です。その中で、男性は武道の剣道、柔道の2単位、女性は武道から1単位、ダンスから1単位を修得するようになっております。女性は、大体剣道を履修することが多いため、中学校の保健体育の免許を取得している先生は、まず剣道の授業を1単位は修得していると言えます。1単位というのは、大学設置基準にあるように予習・復習も含めて45時間であります。

2つ目は、岐阜県教育委員会主催の武道指導講習会についてです。これは、毎年岐阜県教育委員会が行っておりまして、中学校の保健体育担当教員のうち、指導経験の浅い教員や希望者を対象としているものであります。初めて武道を経験する生徒への指導方法を中心に、実技研修を行っています。剣道と柔道の選択がありますが、1日8時間の講習です。

3つ目は、文部科学省が出している武道の手引書の活用です。文部科学省は、中学校や高校の教科体育において、剣道の効果的な指導が行われるよう、昭和57年6月に剣道指導の手引を刊行し、平成5年5月には改訂しました。また、今回の武道必修化ということで、平成22年3月に新たに改訂いたしました。剣道についての理解が深められるように、剣道指導の手引は104ページありまして、第1章は体育学習における武道、第2章、剣道の学習内容、第3章、技能指導の要点、第4章、練習と試合等で構成されており、全て写真で詳しく説明してあり、指導者の必携指導書となっております。柔道指導の手引や相撲指導の手引についても、同じよ

うに文部科学省から刊行されています。

以上のように、保健体育で剣道を指導する先生は、安全で効果的な指導ができるよう研さんに励んでいるのであります。

最後の4点目の、武道指導中に事故が発生しているかどうかという点についてお答えします。

現在のところ、事故の報告はございません。担当の先生方の安全指導のたまものだなと心から感謝しております。今後もさらなる安全指導の徹底を図っていきたいと思っております。

以上で、武道必修化における本町の取り組み状況について、説明を終わります。

[1番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

高木教育長、ありがとうございました。

時間も超過しましたので、これで私の第9回目の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで高山由行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は午後1時とします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開します。

午前に続きまして、一般質問を行います。

6番 山田儀雄君。

**6番（山田儀雄君）**

それでは、ただいま議長から一般質問のお許しをいただきましたので、質問を行いたいと思います。

私の今回の質問は、道路の維持管理関係で2項目と大久後地区の水道事業関係であります。

初めに、道路の維持関係についてであります。

道路の維持管理は、道路法におきまして、その管理者は、御嵩町ですと町長が維持管理することと規定されています。しかし、豪雨などの災害により大きく被災しました道路についてはその復旧が実施されず、そのままの状態になっている。通行どめのままになっている状態であ

ります。こうした通行どめ状態の道路につきましては、町道に限らず、県道、国道にも見受けられます。これは、道路の利用頻度や災害復旧の費用が大きいことからの費用対効果などが原因として考えられます。

具体的に申し上げますと、町道159号線であります。この道路は、津橋地内の県道恵那・御嵩線から前沢ダム管理道路を経由しまして、町道2の1号線に——これ美岳カントリーへ出る道なんですけれども——つながる全長3,399メートルの道路であります。この道路の起点から少し入ったところで、災害によりまして道路がかなり崩壊しております。現在まで10年間通行どめの状態であります。この復旧につきましては、町ともかなり協議してまいりましたが、さきに申し上げました利用頻度や費用対効果、復旧費用が大きいということから、現状のままとなっております。

通行どめの先には、農地、今現在はつくっておられませんですけれども、農地や私有林、ゴルフ場へつながる道路もありますが、十数年来道路を使用しなかったことにより、前沢ダム管理道路から進入しまして、町道の崩壊現場までの1,132メートルの路面は未舗装であります。雨などによりまして相当傷んでおりますし、樹木が覆いかぶさってきておる状況であります。農地や私有林の管理にも実際は行けない状態であります。また、山林火災などにも対応できないかなど、こんなことも思っております。せめて災害復旧されるまでの間は、普通車等通行できるように、舗装までとは申し上げませんが、道路面の修正や樹木伐採などの維持管理と今後の災害復旧の見通しについてお伺いしたいと思います。

次に、道路敷地内の民有地、私有地であります。道路敷地内の民有地は、これも町道だけに存在するのではなく、国や県道にもあります。こうした土地が残っているのは、昭和30年以前に道路整備された土地に多いと言われております。その理由については、道路が整備はされたが、所有者から寄附を受けたか何らかの理由によりまして、所有権の移転登記ができなかったもの、土地交換はしたが未登記であるものなどが考えられます。

私も職員のときに、今から30年ほど前になりますけれども、用地の担当をしておりました。当時は、土地の所有者の方が健在だったということもありまして、いろいろ話した中で寄附を受けてきたということも覚えております。ただ、現在では、所有者が既に亡くなられていたり、相続されている土地や、既に転売されている土地もあり、その対応は当時よりかなり難しくなっていると思います。対応しようにも、当時の土地売買に係る領収書や寄附に関する証拠書類などがなく、町の職員も対応に苦慮されていると思います。

確かに道路法第4条の私権の制限においては、道路を構成する敷地、支壁、その他の物件については私権を行使することはできない。ただし、所有権を移転し、または抵当権を設定し、もしくは移転することは妨げないと規定されています。

前段の私権の行使の制限と、後段の所有権の設定とは相反する規定であるかのように思われますが、判例においても、道路の占有権は道路管理者側に認められていますし、ただ権限、所有権については認められておりません。

こうした状況下で、土地の相続や転売などによりまして所有者が変わったとき、その所有権を主張されることによりまして工事の進捗が大きいくおくれ、また工事が実施できない場合もあるようです。

この対応策としまして、ある市では、現状が道路であるため、課税評価額の10%から20%ぐらいで買収し、事業を進められていると聞きますし、仮に工事に同意されているのであれば、工事施工同意書等を1筆いただいた中での工事着手などによりまして、工事を計画的に実施している市もあると聞きます。こうした制度について伺いたいと思います。

次に、大久後地区の水道事業であります。大久後地区の水道施設整備は、今から20年前でありますけれども、ゴルフ場の開発計画とともに、地区と開発業者との間で計画がなされていましたが、時を同じくしまして、町による水力発電用施設周辺地域整備交付金でありますけれども、この交付金を利用した計画に変更となりまして、結果として、この交付金を利用して町が施設整備をしたわけであります。その整備された水道施設につきましては、大久後地区飲料水供給施設管理協定書により、整備された施設管理は大久後自治会で行うものであり、その詳細は、維持管理と改築等であります。その費用は大久後自治会が負うことが規定されています。協定期間につきましては、大久後地区が飲料水供給の目的に使用する間とされています。

現在、上之郷地区で水道未普及地域解消事業が実施されています。大久後自治会も当初はこの無水道地域関係者懇談会に加入されていましたが、平成20年2月の会議で当地区には一度、先ほど申し上げました水力発電用施設周辺地域整備交付金でありますけれども、この公的資金が投入され、水道施設が整備されているという理由から、今回の事業から大久後自治会は除外となった経過がございます。

自治会での維持管理でありますけれども、特に大規模修繕には多額の費用を要しますし、施設設置から20年を経過しています。施設も永久に使用できるものではなく、この先を考えたとき、不安であることから、ぜひ水道未普及地域解消事業が完成する3年後になりますけれども、大久後水道施設への原水の供給や上水道との接続をされまして、町において維持管理していただきたいと考えております。今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

道路関係につきましては建設部長、大久後水道事業については副町長に答弁をお願いいたします。以上でございます。

**議長（加藤保郎君）**

建設部長 奥村悟君。

## 建設部長（奥村 悟君）

それでは、山田議員の御質問にお答えします。

1つ目の、災害復旧されていない町道の復旧と維持管理についてですが、高山議員の質問にもお答えさせていただいたように、本町は857路線、総延長約272キロメートルの町道を管理しています。その大部分は上之郷地区など山間地のため、幅員も狭く、未改良道路が多く、町民の満足度が低いのは事実であります。担当課としても、道路を常時良好な状態に保ち、利用者が安全・安心に利用できるよう、日々維持管理を行っているところです。

100年に1度あるかないかの集中豪雨による7・15災害、台風15号による9・20災害による2年続きの災害で町道や林道の至るところに甚大な被害を受け、国の災害負担法による公共土木施設災害や町単災害により復旧工事を実施してきました。

議員も御承知の町道上之郷159号線は、平成2年10月1日に路線認定した未舗装部分が約3分の1の延長約3キロメートルに及ぶ山の中を通る道路であります。聞くところによりますと、道路は十数年前に崩落し、7・15災害でさらに被害が拡大したようです。私も現場を見てきましたが、延長41メートル、高さ21メートルにわたって道路全体が崩落し、すさまじい状況でありました。これを復旧するとなりますと相当な費用がかかることから、現在の本町の財政状況からいって、早急な対応は難しいと考えます。

道路を利用される方や道路づきの土地所有者の方には御不便、御迷惑をおかけしていることは十分理解しておりますが、道路を管理していくには、優先順位、利用状況、費用対効果などを考慮し、少ない財源の中で管理していかなければなりません。この道路は、十数年前から通行不能となっている状況から見て、現状としても安全性に配慮して通行どめにせざるを得ません。今後は、全線の道路の状況を調査して進めていきたいと考えています。

なお、崩落している道路の復旧については、議員によい提案がありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

2つ目の、道路敷地内にある私有地についてですが、全国の国道を初めとして、都道府県道や市町村道の道路敷地内に私有地が存在し、これらの対応が課題となっています。

議員御指摘のように、本町も、所有権を主張され、その対応に苦慮しているケースがあります。例えば相続した土地が道路であった場合、祖父や父の時代に寄附したとしても、過去の経緯がわからないので所有権を主張され、損害賠償を要求するまでに発展するケースが出てくることもあります。

ここで一つの事例を紹介しますと、裁判にまで発展したケースであります。昭和44年の最高裁判決がその後の判例のもととなっています。

寄附により、道路用地を取得した市が道路を建設したが、道路敷地を未登記のまま道路法

の進め、供用を開始し、道路として使用してまいりました。その後、所有権を侵害しているという理由から、市を被告として地代相当額の損害賠償を起した裁判ですが、この判決では、道路法第4条に私権の制限が規定され、これを根拠として、道路敷地内の所有権を取得した第三者は、制限がかかった状態で所有権を取得したにすぎないので、市に対して損害賠償を求めすることはできないというものです。ただし、所有権移転や抵当権を設定することは妨げないとしています。

このように、町道は当然道路法に守られているが、個人の土地や町が所有する土地であっても、未登記のままだと第三者に所有権が移る場合や、ケースによっては法外な賠償請求をされることになるので、未登記を解消する必要があります。もし裁判を起さされて、勝ったとしても、それまでに膨大な事務量と裁判費用がかかります。したがって、これを回避するためには、委託などにより未登記調査を行って、解消に努める必要性が生じてきます。

国が進める地籍調査は、国や県からの補助もあり、その地域の宅地、山林、農地、公衆用道路など全ての土地の所有者、地番及び地目の調査、境界確定により地積測量を行うことにより、地籍簿、地籍図を作成して、登記簿が書き改められるので、地籍調査を進めていくことも一つの有効な手段だと考えます。

現状としては、道路に民有地があれば、過去の経緯はあるにせよ、実態や実情をよく説明した上で理解していただき、寄附による土地の提供をお願いし、道路としての登記を進めたいと考えています。

冒頭でも触れましたように、道路敷地の民有地に対して、未登記を解消するため、全国の多くの自治体では制度をつくって事務処理を積極的に行っているようです。その事例を調査し、本町にとって制度上問題とならないかなど、総合的に判断し、進めていきたいと考えています。

以上で私の答弁とさせていただきます。

#### 議長（加藤保郎君）

副町長 瀨瀬久美君。

#### 副町長（瀨瀬久美君）

それでは、山田議員の質問にお答えをいたします。

大久後地区の水道事業の経緯につきましては、議員御案内のとおり、水力発電施設周辺地域交付金を活用して整備された施設であります。

整備された施設の管理運営及び施設に係る全ての費用負担は、町と自治会が締結した飲料水供給施設管理協定書で大久後自治会とすることが確認をされております。

また、現在進めております上之郷地区水道未普及地域解消事業に大久後地区が含まれていないことにつきましては、平成20年2月に上之郷公民館において、谷、西洞、綱木、小原、謡坂、

大久後の6地区関係者と、町からは町長、梅田元副町長ほか4名の職員が出席し、無水道地域関係者懇談会が開催をされております。この懇談会で、町は、大久後地区の施設に一度は公金を投入し施設整備されていることから、別途協議していくため、今回の事業から外させていただきたいと説明しており、その後は5地区で懇談会を開催し、現計画を進めてきた経緯がございます。

それでは、質問にお答えしますが、基本的なことを申し上げた後に、今後の方針について説明をいたします。

まず1点目の質問は、大久後水道施設への原水供給や上水道との接続についてであります。

現在進めております上之郷地区水道未普及地域解消事業の給水エリアは、大久後地区を含まない5地区とするものであります。したがって、大久後地区に給水するためには現計画では能力不足を来すため、施設全体の能力を高めていく必要が生じてまいります。

2点目の質問は、町における維持管理であります。

これにつきましては、さきに説明いたしましたとおり、協定書で管理運営は大久後自治会にあることが確認をされております。このような状況において、議員御指摘のとおり、大久後自治会の皆様は、渇水期や災害時の飲料水確保及び少子・高齢化の進展により限られた世帯での維持管理が困難になることなどを危惧されておられます。また、町が平成20年2月の懇談会で別途協議していくと説明してきた経緯を踏まえまして、大久後地区の飲料水供給施設につきましては、町と自治会はこれまでの経緯と現状を認識し、進行中の水道未普及地域解消事業完了後に協議してまいりたいと考えております。

なお、今後、自治会が飲料水確保に当たり、いかなる選択をされようとも受益者負担が生じてまいりますので、今から備えていただくことが肝要だと思います。具体的には、町水道の平均的な世帯で1カ月の水道使用数量は19立方メートルであります。このケースで、町水道使用料が3,751円であるのに対し、大久後地区の使用料は2,900円であるとお聞きをしております。したがって、大久後地区も町水道並みの使用料を徴収していただくなどして剰余金を積み立てしていただくことが将来にわたり安定的な飲料水の確保につながることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

[6番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

6番 山田儀雄君。

**6番（山田儀雄君）**

再質問でありますけれども、まず1番目の、先ほど建設部長のほうから提案してほしいというような話をちょっといただきましたけれども、実際崩落現場はかなりひどい状況でありまし

て、県道から150メートルぐらい、崩落した場所はそのまましておいて、回って、新たにつくるといことになりますけれども、そんな提案を仮にしていったときに、所有者ができるかどうかわかりませんが、そういうことなんでしょうか。1点は。

それと、先ほど僕は聞き漏らしたかもしれませんが、農地、ゴルフ場への管理道路、その崩壊現場まで来る1,100メートルの間についてかなり荒れている。そこについては、再度ちょっと答弁をお願いしたいなと思います。

それと、2番目の敷地内の民有地について、いろんな形で対応していると思いますけれども、いろいろ調査されまして、これについては総合的に判断していただければ結構かと思ひます。

3つ目の大久後の水道につきましては、先ほど副町長がおっしゃいましたようにお金もかかってくると思ひますし、今現在の管については大久後地区を想定していないといことともわかりますけれども、何とかやれるような形で、協議に入っていけるような形で進めていただきたいと思ひます。

特に1番目の奥村部長について、再度ちょっとお願いしたいと思ひます。

**議長（加藤保郎君）**

建設部長 奥村悟君。

**建設部長（奥村 悟君）**

それでは、山田議員の御質問にお答えいたします。

今現状、恵那・御嵩から入ったすぐはかなり崩落しておりますので、迂回路という方法もあるといことと、山田議員のほうから御提案といことななんですけれども、一旦道路をつくりますと、当然のことながらかなり費用がかかりますので、費用対効果、財政的な面も判断しなくてはなりませんので、そこら辺もまたお聞きしながら、どうしていくか考えていきたいといふうに思ひます。

それから、2つ目の、1キロちょっとの未舗装の部分につきましては、もう一度現状を調査して、かなり荒れている状況もござひます。先ほども言ひましたように、利用頻度とか、それから山の中ですので、どれだけの多くの方が通られるといところもござひますので、一度そこら辺は調査してみたいといふうに考えています。以上です。

〔6番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

6番 山田儀雄君。

**6番（山田儀雄君）**

確かに、以前通れたときには、あその部分はかなり不法投棄があつて、今はちょっと行けない状態でありまして、不法投棄は減ってきていますけれども、ただ管理、市民も入れないと

いう部分がありますので、距離は長いんですけども、自治会といいますか、地元のほうにも重機だとか何かを持ってみえる方もお見えになりますので、その辺はまた前向きに協議していただきたい、こんなふうに思います。以上で終わります。

#### 議長（加藤保郎君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 大沢まり子さん。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許します。

#### 9番（大沢まり子君）

ただいま議長にお許しをいただきましたので、2点にわたって質問させていただきます。

1点目に、災害時要援護者の避難対策についてでございます。

先日行われました防災リーダーのフォローアップ講習におきまして、以前、一般質問で要望させていただきました避難所運営訓練HUG（ハグ）を体験することができました。非常に有効な図上訓練でありました。災害が発生したときにはさまざまな方が避難所に来られるという実感のもと、要援護者と言われる方がどう避難し、どう受け入れたらよいか、大きな課題となりました。必ず事前に準備をし、訓練を重ねておかないと町民の安心につながらないと感じております。

そこで、災害時要援護者の避難対策についてお伺いをいたします。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者などの災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけます改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立をいたしました。この改正法では、これまで曖昧であった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待をされております。

従来の制度でも、災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づきまして名簿の作成を市町村に求めていましたが、義務づけられていないために、作成している自治体は6割程度にとどまっているということでございます。今回の改正によりまして、要援護者の名簿作成が義務づけられております。名簿は、本人の同意を得た上で、自治会や消防や民生委員さんなどの関係機関に個人情報を提供しますが、災害が発生した場合は、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めております。名簿の整備、共有は、避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体は自治体側の入念な準備にかかっております。弱い立場の人たちをどう守るのかという次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会にこの課題が投げかけられております。

発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練をするなど、いま一度日ごろから

の地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要になります。

以上のことから、改正災害対策基本法の成立を受けて、お聞きいたします。

1つ目に、御嵩町において要援護者の名簿の作成状況について、名簿は整備されておりますでしょうか。

また、その管理はどのようにされておりますか。そして、個々の要援護者に対して、誰がどこに避難させるかを具体的に定める個別計画は作成されておりますでしょうか。

また、要援護者にとっては福祉的な避難所が必要と思われませんが、このことについて御検討されておりますでしょうか。

また、今後の取り組みについても御見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**議長（加藤保郎君）**

民生部長 田中康文君。

**民生部長（田中康文君）**

それでは、大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、災害時要援護者の避難対策について、2点の御質問であります。

第1点目の御質問は、名簿の作成、管理、個別計画の現状についてであります。

平成25年6月21日施行の災害基本法の一部を改正する法律は、東日本大震災を踏まえた災害対応の強化としてなされたもので、平成24年6月24日公布、施行の中で、特に重点として、大規模・広域な災害に対する即応力の強化、大規模・広域な災害時における被災者対応の改善、教訓・伝承・防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上が示されたところでありますが、自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方、避難の概念の明確化、被災者支援の充実等、検討すべき課題について、中央防災会議、防災対策推進検討会議において審議、調整が行われた最終報告を踏まえ、さらなる改正が行われたものであります。

補強、追加された住民等の円滑かつ安全な避難の確保の中で、議員御質問の中でお示しいただいたとおり、市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て、消防、民生児童委員等の関係者にあらかじめ情報を提供することとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとされました。

また、市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、避難支援者等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、警察、民生児童委員等の者に対して名簿情報を提供できることとなりました。

本年9月1日に実施いたしました町の防災訓練においても、災害時要援護者台帳をもとに、福祉課として、障害者安否確認、避難所への救護・移送訓練を実施し、保険長寿課として、緊

急通報システム操作訓練、避難所への移送訓練を実施したところであります。

福祉課において、要援護者台帳は、身体障害者手帳取得時、または更新時に災害時要援護者支援台帳マップ作成の趣旨に賛同し、個人情報をも町が自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署等に提供することに承諾をいただいた方についてのみ台帳登録をしている状況です。名簿登録者数は、身体障害者の方及び知的障害者の方の合計127名の方が登録されています。

保険長寿課においては、民生児童委員の方に毎月高齢者世帯の安否確認をしていただいておりますが、その際、災害時要援護者支援台帳マップ作成の趣旨に賛同し、個人情報を、福祉課と同じく情報提供することに承諾いただいた方について台帳登録を行っています。名簿登録者数は、ひとり住まい高齢者の方及び高齢者世帯の方で合計949名の方が登録されています。

要援護者の名簿は、それぞれ担当課において紙ベースの台帳及びパソコンにより管理、保管しております。

地震など大規模な災害が発生したときは、交通網の寸断などのため、行政機関による救援体制が整うまでにはある程度の時間を要することから、隣近所を初めとした地域における初動の取り組みであります共助が何よりも重要となります。また、風水害等の予測可能な災害が発生したときも、行政機関が行う災害情報の伝達や避難所の運営、物資の供給などの救助活動が機能するためには、住民一人一人の適切な災害対応行動はもちろんですが、地域における自治会や自主防災組織を初めとした地域コミュニティの協力が欠かせません。このため、町では、平成23年度から災害時における要援護者の方への情報提供から避難場所への誘導まで、近隣の住民による具体的な支援を行うための個別支援計画づくりを進めています。現在までに7自治会に御協力をいただき、災害時要援護者個別支援計画を策定していただいております。毎年、年度初めの各地区自治会長会におきまして、要援護者の個別支援計画策定をお願いしております。

災害発生時の被害を最小限にするためにも、地域のネットワーク構築による自助・共助による助け合いのためにも、災害時要援護者個別支援計画づくりは大変重要だと考えておりますので、計画の未策定の自治会につきましては、引き続き個別支援計画づくりをお願いしてまいります。

第2点目の御質問は、福祉避難所についての検討であります。

町の福祉避難所につきましては、御嵩町地域防災計画の災害時要援護者対策の中で、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般避難者との共同生活が困難な介護を要する者に対しては、御嵩町老人憩いの家及び高齢者生きがい活動支援センターに災害時要援護者用の区画を設けることとしております。

障害者支援多機能事業所でありますあゆみ館につきましては、指定管理となっておりますが、災害時の避難所として使用する場合には、指定管理者へ連絡を行い、町が避難所として開設をするということで調整がついております。

また、町内に福祉施設を持つ法人との間で、災害時において要援護者のための避難施設として民間社会福祉施設を使用するための災害時要援護者への避難施設に関する協定書を締結してきております。協定書を締結している施設としましては、特別養護老人ホームさわやかナーシングみたけ、養護老人ホームさわやか長楽荘、さわやかグループホームみたけ、さわやかデイサービスセンター伏見、愛の家グループホームふしみ、デイサービスセンターあんしんみたけ、ショートステイプルメリアⅢの7施設であります。

町は、災害時に要援護者要望を取りまとめ、要援護者の受け入れの可否などについて施設事業者へ打診を行い、打診を受けた事業者は、可能な範囲でこれに協力をしていただくというものであります。

現段階では、公的施設と民間福祉施設の両方の活用で対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[ 9 番議員挙手 ]

**議長（加藤保郎君）**

9 番 大沢まり子さん。

**9 番（大沢まり子君）**

2点ほどお伺いしますけれども、名簿は、町全体としては完璧ということはないですね、時によって変わっていきますので。ほとんど作成している状況なのか、まだまだ足りない部分があるのかということで、完成するにはどれぐらいの期間で完成させようというふうにご考えておられるのかということと、個別計画にしましても、今、7自治会ということでありましたので、全体で70ほど自治会があると思うんですが、そういった自治会に対して、引き続きお願いをするというお話でしたけれども、これは、やっていただけたところにお任せするような形なのか、それとも、ある程度、災害というのは本当にいつ起きるかわからないわけでありまして、できる限り早く個別計画というのを立てていただきたいと考えますけれども、どの程度の期間的なめどを立ててみえるのかということと、あともう一つ、福祉的な避難所ということの中で、福祉施設との協定書を結んでおられるということですが、先ほどのお話では、避難所に一旦そういう要援護者の方も来られた後、長期になった場合に、こういった福祉施設との協定書に沿って、そちらのほうに入所できるようにしていただくとか、そういう形になるわけですか。災害があったときに福祉施設に直接行くんじゃなくて、避難所を通して行くということなのか、

その3点、お願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

民生部長 田中康文君。

**民生部長（田中康文君）**

それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、名簿なんですけど、現在、全体の名簿についてはまだ完成がしてないというところなんですけど、法のほうでも1年間の猶予があるということですので、なるべく早く名簿については完成をしていきたいというふうに考えております。

それから、各自治会でつくっていただきます個別支援計画なんですけど、毎年自治会長のほうにお願いをさせていただいておりますが、当然災害を想定して、なるべく早くつくっていききたいということですので、引き続き各自治会のほうへは一生懸命お願いをしまして、早期につくっていただくように行っていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の福祉施設の関係でありますけど、前回の豪雨災害のときも協定を締結した施設のほうに連絡をしまして、避難をされたという経緯がありますので、ワンクッション置くのではなくて、状況の中では、直接施設のほうへ行っていただくということを行っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

9番 大沢まり子さん。

**9番（大沢まり子君）**

ありがとうございました。

本当にこういったことは日ごろから準備といいますか、きちっとやっておかないと、また隣近所、お互いに情報も共有し合いながら、日ごろからのおつき合いが本当に大切なことだと思います。

昨年に続きまして、ことしも私たち、防災リーダーということで今やらせていただけてますけれども、この育成のための講習会をことしも行っていただいているということでございます。また、今後、地域に根を張って、防災リーダーとして地元に着した活動、ともどもに活動できるように、町としても指導していただきたいと考えております。

そして、一日も早く要援護者に対する、関係者同士話し合ってもらっていただきまして、全自治会できちとした体制が整うことを願っております。

そしてまた、できれば、来年度防災訓練におきましては、こういった要援護者の方に対する避難行動、避難生活への支援の実効性を高めるための実践的な訓練を実施していただきたいと

いうことをお願いし、1つ目の質問を終わります。以上です。

続きまして、2点目の質問でございます。健康マイレージ事業についてお伺いをいたします。

昨年、厚生労働省から健康寿命の都道府県ランキングが発表されました。健康寿命とは、介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせずに、自立して健康に生活できる期間のことを言います。午前中での高山議員の質問に対して町長も御答弁なされたように、誰もが健康寿命というのを願うところでございます。このランキングの中で、男性の1位は愛知県で70.42歳、2位が静岡県、3位が千葉県、女性の1位は73.63歳の静岡県、2位群馬県、3位愛知県となっております。この近辺の愛知県、静岡県などが非常に健康寿命が高いとされております。

厚生労働省は、2013年から2022年の国民の健康づくり計画に、健康寿命を延ばすとする目標を掲げております。

また、その中で、日本一健康文化都市を掲げております静岡県の袋井市では、2007年より全国に先駆けて健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換のできる健康マイレージ制度を実施しております。

また、政令都市の中でも最も高齢化率の高い北九州市においては、2009年に健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が、市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加したり、健康診断を受診するとポイントがたまり、景品と交換できるポイントシステムを実施しております。

このような取り組みは、将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして、全国に広がりつつあります。

兵庫県豊岡市では、健康診断、健康講演会、健康事業、介護予防事業に参加をしたり、ウォーキングの目標を達成したことに応じてポイントを得ることができ、ためたポイントを学校などに寄附したり、指定の施設利用券に交換できるとしております。

また、テレビの特集でも取り上げていましたが、静岡県の高齢者が健康で若々しいということが取り上げられておりました。その原因の一つに、足腰が丈夫であるということが言われておりました。歩く人と自転車に乗る人が静岡県は非常に多いということでもあります。また、県内においては、自転車道というのが至るところで整備をされているということもありました。

御嵩町におきましても、MTK48の夢いろ体操や介護予防講座、筋力トレーニングなど、いろいろな形で健康維持に対する取り組みを行っていただいております。また、最近話題になっております青少年育成町民会議の発案によりポイントがたまる子供の見守りと健康増進を兼ね備えたおSUN歩あるきたいも徐々に登録者がふえているようでもあります。

それぞれの取り組みを、担当部局が違っても町全体で一本化をし、御嵩町健康マイレージ事業として、ポイントをためながら楽しく健康寿命を延ばす取り組みを行っていったら

いかがでしょうか。町民一人一人の元気が町の活性化につながっていくと思います。ぜひ先進地の研究を行っていただき、導入をしていただくよう御提案申し上げます。御見解をお伺いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

民生部長 田中康文君。

**民生部長（田中康文君）**

それでは、健康マイレージ事業についてお答えをさせていただきます。

御質問は、健康寿命を延ばすために、それぞれ取り組んでいる介護予防事業、健康増進事業などを一本化して、健康マイレージ事業として取り組めないかという御質問であります。

平成24年7月に定められた、政府が進める健康づくり運動「健康日本21」の第2次計画においては、全ての国民がともに支え合い、健やかで心豊かに生活できる、活力ある社会の実現のために、1つ目に、主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、2つ目に、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、3つ目に、健康を支え、守るための社会環境の整備、4つ目に、栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を通して、結果として健康寿命、健康格差の縮小を実現するというものがあります。

健康寿命とは、介護を受けたり、寝たきりになったりせずに、制限なく健康な日常生活を送れる期間のことで、医療費や介護給付費といった財政負担を考える上での重要な指標と言えます。

平成22年度の健康寿命の算定結果では、岐阜県は、男性は70.89歳、女性は74.15歳となっております。全国平均の男性70.42歳、女性73.62歳より若干高くなっている結果となっております。

議員から御紹介のありました静岡県袋井市は、8万7,000人弱の人口都市であります。平成22年5月16日に市制5周年を機に、日本一健康文化都市宣言を制定し、健康づくり事業を積極的に推進されておられます。

健康づくり事業の一つに健康マイレージ制度があります。健康マイレージ制度は、毎日の健康づくりである運動や食事やウォーキングの実践記録をポイント化し、ためたポイントを公共施設の利用券や民間の登録サービス券と交換、あるいは幼稚園や学校等へポイントを寄附することにより人づくりやまちづくりに貢献できるというものであります。また、15歳以上の成人と3歳から15歳未満の子供の参加に分かれており、子供はスマイル手帳で、たくさんの種類の野菜を食べることと感謝の意を伝えることとお手伝いやボランティアをすることを目標に参加し、幼児期から適切な食習慣の定着と徳育精神を育てるために取り組まれています。参加者は

年々増加しており、平成24年度の全体の参加者は1万138人と、人口の11.7%が参加をされました。

兵庫県豊岡市の健康ポイント制度は18歳以上の方が対象で、ウォーキングのほかに、健診や人間ドックの受診、健康講演会や市主催の健康事業及び介護予防事業の参加もポイントの対象となっています。ポイントの使用方法につきましては、袋井市と同様であります。

健康記録データを見える化し、たまったポイントを公共施設利用券や民間の登録サービス券と交換、あるいは幼稚園、保育園や小・中学校等へのポイント寄附を通じて社会貢献ができるということで、健康づくりに取り組む動機づけとして非常に効果的な事業であると考えます。

御嵩町では、MTK48による介護予防体操である夢いろ体操の普及やみたけ健康館での高齢者や一般成人による筋力トレーニング教室など、介護予防や健康づくりに取り組んでいます。また、児童・生徒の登下校時に合わせてお年寄りが散歩をして、不審者に目を光らせる、子供の見守りと健康増進を兼ねたポイント制のおSUN歩あるきたいの活動もことしの7月から実施されています。

御嵩町においても、国民健康保険の保険給付費や介護保険の保険給付費は近年急激な伸びを示しており、町財政への負担も大きくなってきており、住民の健康づくりの取り組みと健康寿命の延伸の取り組みは積極的に行っていく必要がありますので、一人でも多くの住民の方々が楽しく参加して、介護予防や健康づくりを行っていただけるような創意工夫を、静岡県袋井市、兵庫県豊岡市などのポイント制度も参考にさせていただきながら、調査・検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

9番 大沢まり子さん。

**9番（大沢まり子君）**

質問者の意を酌んでいただきまして、前向きな御答弁ありがとうございました。

私も健康で長生きしたいと思いますので、できるだけ早い段階で取り入れていただくよう、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、5番 柳生千明君。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許します。

## 5 番（柳生千明君）

それでは、ただいま議長よりお許しがありましたので、今回は、1つ、御嵩町の特産品開発・普及の取り組みについて、2つ目、地域活動の充実と支援につきまして、それから3に、防災への取り組みについてということで質問させていただきますが、本日は皆さん、非常に長々と解説等されておりますので、私の場合は簡潔・明瞭に本題から入りますので、そのように御答弁される方もよろしくお願ひしたいと思います。

まず、御嵩町特産品開発・普及の取り組みということで、岐阜県におきまして、ブランド品の特産品としましては、特に代表的なものが飛騨牛、それから本巢の富有柿とか、岐阜のハツシモ米など、また近隣では山之上の梨とか、中津川の栗、白川町のお茶などがあります。

平成24年第1回、第3回の定例会におきまして、町長の施政方針で述べられておりました「みたけのええもん」について、御嵩町を代表する特産品の発掘や知名度向上を図り、地域産業の振興と地域経済の活性化に資するため町が認定し、町内外に広く周知するなどの支援をすることにより、特産品の普及拡大、生産者の意欲向上を目指し、日々開発に取り組んでおられると思いますが、町外の人への知名度はいま一つであり、特産品としてアピール不足と思われます。

県内においても、新聞報道にて各地で特産品が紹介され、最近では、東濃実業高校とJAによる共同開発の商品も紹介されています。また、ごく最近では、美濃加茂市の市民グループ美濃加茂農商工研究会シシ丸王国というところにより、シシ肉を使ったソーセージ等が開発されておるといふような現況でございますので、今、御嵩町において、どのような商品開発が行われているのか、審査委員会で話題とされているのかをお伺ひしたいと思います。

## 議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

## 総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、柳生議員の1つ目の御質問である御嵩町特産品に関する御質問にお答えをしてみたいと思います。

本町では、平成24年度から御嵩町を代表する食べ物や飲み物などの特産品を「みたけのええもん」という地域ブランド名をつけて認証いたしまして、町が積極的に町内外にこの認定商品を周知させることで、先ほど議員から御説明がありましたように、町の産業振興や地域の活性化を図っていこうという目的でこの制度を発足させております。

昨年は、主にこの制度の周知や認定を行う審査委員会の委員の選考、認定基準の決定など、運用する上での詳細を詰めてまいりまして、実際の活動はことしに入ってからであります。

第1回のみたけのええもんの募集を昨年の12月末からこの2月までの2カ月間で行い、最初

ということもありましたので、事務方として何件申請があるのか不安でもありましたが、幸い11点もの申請がありました。この11点について、ええもん審査委員8人が、商品の歴史や伝統などの御嵩町にかかわる思い・こだわりの有無や商品としての独自性・信頼性の有無など、6項目の認定基準や環境フェアでの来場者アンケートを参考に、最終的に、議員も御承知のように、みたけ華ずし、ほっこり緑茶、御嵩道中焼きおむすびの3点を3月27日にみたけのええもんとして認定いたしました。

この認定3商品につきまして、先ほど議員からはアピール不足ではないのかという御指摘がありました。担当課であるまちづくり課におきましては、認定されたその日から積極的にみたけのええもんとしてPR活動を行っているところでございます。

具体的な取り組みを御紹介しますと、大手新聞3紙に認定式の記事の提供、認定の翌日には、町のホームページにみたけのええもんのバナー広告を新設し、「ほっとみたけ」5月号で認定3商品の紹介をしてまいりました。その他、岐阜ラジオやMFららに出演しましてのPR、さんさん広場で毎月開催される宿の市やささゆりまつりなど、各種イベントでの販売やパネル展示、並びにチラシの配布を行い、また町外におきましては、白川町で開催されたかも1グランプリ、名鉄可児駅前で開催されたかに郷輝蘭舞フェスティバルで観光ブースを設置し、パネル展示やチラシ配布など、配置できる人員に限りがある中で、あらゆる機会を捉えましてPR活動を行ってまいっております。

また、みたけ華ずしに関しましては、こうした活動のほかに、わいわい館で毎週火曜日に華ずし体験講習会を開催しておりますし、名古屋市や岐阜市、大垣市など、遠方へも会員が積極的に出向いて講習会を開催するなど、認知度アップに努めてみえるところであります。

町として、このようなPR活動を積極的に行ってはいますが、今回認定された3つの商品に関しては、毎日製造されていなかったり、販売数に限りがあったりと、町外の方がぶらりとやってくる、いつでも商品にめぐり会えるという状況になく、いささか普及PRに不利な条件がありますけれども、認定後5カ月間の先ほどのような地道なPR活動が少しずつ実を結んでまいりました。

その一つが、道の駅可児ッテから御嵩道中焼きおむすびの出店依頼がありまして、まずはこの9月23日に出店することが決まっております。

また、みたけ華ずしにおいては、遠方で講演、販売会を開催する場合に、「みたけのええもん」という公的機関での認証、言葉を変えれば、公的機関からのお墨つきが主催者側に非常に好印象を与えておりまして、交渉を円滑に進めることができっております。

商品開発ということに関して、営利企業ではない行政がどうかかわっていけばよいのか、非常に立ち位置の難しい問題であると感じておりまして、本町においては、平成20年4月に御嵩

町特産品開発普及協議会を立ち上げ、町内で活動する団体を中心に特産品の開発に取り組んでいただきましたが、知名度が思ったように上がらなかった経緯がございます。その反省を踏まえまして、みたけのええもん認定制度を創設し、行政の役割として、みたけのええもん認定要綱11条に規定する認定された商品の積極的な情報提供、認知度を向上させるための支援、こういったものを行うことで、具体的には先ほど御説明した内容でございますけれども、取り組みを行っているところであります。

また、この制度では、認定も、行政の視点でなく、実際に飲食店の経営や商品の創作に携わっている方など、委員の多くが民間人になっていただいておりますことから、どうすれば、みたけのええもんにふさわしいのか、委員からアドバイスもしていただける制度となっております。

今回、11点の申請商品について、認定は3点だけでしたが、その他の8点についても、みたけのええもん審査委員会奨励品という名称をつけまして、各委員から認定基準を満たすために、どう商品に付加価値をつければいいのかなど、適切なアドバイスを行っていただいております。

以上で答弁とさせていただきますが、このみたけのええもん認定制度は、実際の運用が始まってまだ6カ月足らずということで、この制度の効果につきましては、ぜひもう少し長い目で見ていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

大変今の部長のほうでPRが相当進んでおるということで、私の認識不足でございました。大変申しわけございません。

それで、一つ、実は御嵩町特産品開発と普及協議会等の連携ということで、商工会、観光協会、JA等がありますが、この辺の連携というものはどのようなことでやっておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（加藤保郎君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

済みません。ちょっと今の御質問につきましては、事前通告になかったものですから、具体的な内容については詰めておりませんが、いろいろ各商品につきましては、個別に、先ほど話がありましたように東濃実業の商品を紹介したりとか、具体的な商品のPR等につつま

しては、みたけのええもんという制度以外でもまちづくり課が何ができるか協議をして進めておるところであります。

商品開発ということに関しては、先ほど申したとおりで、余り進んでおりませんので、よろしくをお願いします。

〔5番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

大変申しわけありません。もう一つ、実は特産品開発普及事業補助金という形で、たかが2,834円しか使われてない。この辺もちょっとお聞きできませんですか。

**議長（加藤保郎君）**

柳生議員、質問通告にないんで、ごめんなさい。

〔5番議員挙手〕

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

それでは、次の地域活動の充実と支援ということで、実は昨年は岐阜国体で、御嵩町としてはマレットゴルフのエキシビションが開催され、その後、会場の利用者もふえていると思われ  
ます。

我がまち御嵩町においては、自治会、各種団体支援グループ、それから公民館を中心に地域活動が活発に行われております。最近、御嵩町青少年育成町民会議主催によるおSUN歩あるきたいによる子供の見守りをする活動が発足されました。

また、伏見地区においては、高齢者生きがい活動支援センターあつと訪夢、伏見校区安全ふれあいサポーターの会などにより積極的に活動し、地域のきずなを深めようとしている地域もあるわけです。

こうした活動をするためには、やはり人的支援と活動費が必要であります。今後、活動のためにも、地域活動助成金の予算化を考慮できないかということで、今回質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、2つ目の質問である地域活動の充実と支援に関する御質問にお答えをしまいたいと思います。

まず、先ほど議員が事例として挙げられました団体につきまして、通告書の内容の事例でございますけれども、補足説明をさせていただきます。

おSUN歩あるきたいは、先ほども話が出ておりましたけれども、町内で不審者情報が相次いだため、御嵩町青少年育成町民会議の皆さんが散歩やウォーキングを兼ねて、地域で子供たちを見守ろうという趣旨で、会議のメンバーだけでなく、お年寄りやその趣旨に賛同された住民を会員として、ことし7月に自発的な団体として発足されました。今年度は、活動内容など検討段階のものがあるということで試行期間として、来年から本格的な活動を行っていかれるということでもあります。

また、伏見校区安全ふれあいサポーターにつきましては、平成16年9月に、当時、全国的に児童の誘拐、殺人等の事件が発生していたこともあり、伏見地区の児童民生委員が主体となって、152人の参加者で発足をされました。

活動の内容は、児童の下校時に会員が各自都合のつく時間帯において、シンボルのオレンジ帽子をかぶって、下校時の児童の安全を見守るという活動ですが、平成18年度からは、交通事故防止の視点で通学路の安全点検も活動内容に加えられております。

それから、これは確認でございますけれども、柳生議員のほうから事前にお話がありました高齢者生きがい活動センターあっと訪夢は、指定管理者として、地元の団体である藤の会が管理運営を委託されていますので、ここで地域活動の一つとして上げられた内容は藤の会がボランティア活動としておやりになっているあっと訪夢でのサロン運営の活動、こういう趣旨で捉えて回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、柳生議員の御質問である、ただいま補足させていただいた団体など、地域活動を行っている団体への活動助成金の予算化ができないかという御質問にお答えをいたします。

今、補足説明をさせていただきました趣旨は、事例として挙げられた団体は全て行政からその役割を依頼されて発足したものではなく、地域でさまざまな問題を抱えた状況がある中で、危機感を持った有志が中心となって自発的に発足した団体であります。また、その活動内容は、例えばおさんぽカードをメンバーに配付して、100個たまると表彰することで参加者をふやすというユニークなアイデアを独自に考えた活動であったり、伏見校区安全ふれあいサポーターでは、自分たちが地域貢献でできる範囲を、先ほど途中から通学路の点検ということもありましたように、自分たちの規定の中で独自に広げられたり、藤の会におかれても、指定管理の規定業務だけでなく、施設利用者の満足度を高めるサロン運営を展開し、そこで余剰金を利用者に行事補助金として還元するなど、自分たちの自主性を重んじた活動を展開されておるところであります。

こうした現状の中で、議員御指摘の活動助成金を交付するとなりますと、当然これは予算計

上して公費を支出することでありますので、御嵩町補助金交付規則の規定により、補助団体には事前に活動計画を含む補助申請書や収支報告書などの実績報告書の提出義務が出てまいりまして、これまでのような自主性のある自由な活動が制限される側面も発生してまいります。

また、人的支援につきましても、例えば職員が活動に加わりまると、活動を継続されていく中で、自発的に発足した団体が行政から活動を依頼された団体と、会員の意識が変化していくなどの懸念も出てまいります。

したがって、現時点では団体が活動する上で、行政の立ち位置としては側面支援に徹することが一番よいのではないかと考えております。

具体的には、団体の活動で必要となる備品、消耗品の支援でありまして、現在、おSUN歩あるきたいには、生涯学習課が足跡型スタンプとスタンプカード入れの配付やおさんぽカードの印刷、作成などの支援を行っております。

また、伏見校区安全ふれあいサポーターには、活動時に着用されるオレンジ帽の無償支給を行っているところであります。

現在はこのような支援内容であります。今後、町としてどのような側面支援が必要か検討する上で、例えば一部の会員から直接聞いた提案として、活動時の事故等への治療費など補償適用や、自発的活動に報いる表彰などを検討してほしいという内容がありました。

今後、こうした提案を含め、町として活動費の助成ありきでなく、各種活動団体の意見を聞いて、現在の側面支援の範囲にとらわれなくて、きめ細やかな支援を行っていききたいと考えておりますので、議員におかれましても、このような視点で具体的な支援について御提案いただければ検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

私も今、伏見地区におきましては、公民館活動のほうでボランティアの草刈りのほうの会員になっておったり、先ほどの伏見校区安全ふれあいサポーターの一員でもありますし、またあっと訪夢のほうの藤の会の会員でもあります。ということで、役職上、いろいろなところに名を連ねておりますが、その席では、やはりある程度ボランティア的なことで、なかなか助成金というところまでいかなくて、我々も本当に苦慮しておるような状況ですので、今後はまた側面支援という中でのその辺の予算的なことも考慮していただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、最後になりましたけど、地域防災リーダーの育成ということにつきましてお伺いします。

9月の4日においては、豪雨被害にて、町民の7.5%に当たる396世帯、1,400人に避難勧告が出され、各地区の避難所には避難者が避難されておりました。私も各避難所全箇所を回らせていただきましたけど、避難された方については本当に大変な御苦労だったと思っております。

また、9月の6日、渡邊町長には定例会の挨拶の中で、防災組織について、昨年度の防災訓練の反省点を踏まえ、今年度は防災リーダーを利用した訓練を実施しましたと述べておられました。

防災士の基本理念は、自分の命は自分で守る自助、地域・職場で助け合い被害拡大を防ぐ共助、市民・企業・自治体・防災機関等が協力して活動する公助。防災士は地域社会の防災リーダーとして中心的な役割を果たすことが期待されています。

昨年は、議員を含め54名の方々が応募され、今年度もほぼ同数の方が受講されておられます。今後、全ての自治会に、町が認定した防災リーダーが複数名配置され、地域の自主防災のリーダーとして活動、役割を期待したいが、まだ各町内、自治会においては認識されていないがために、応募者が少なく思われます。

このような現況に対して、行政として、防災士募集のために広報紙や回覧だけでは不十分じゃないかと思われますので、今後どのような方策を検討されているか、お伺いしたいと思います。

#### 議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

#### 総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、3つ目の質問である地域防災リーダーの育成に関する御質問にお答えしたいと思います。

本町での地域防災リーダーは、毎年交代される自治会長の兼務としてでなく、地域の諸事情に詳しく、リーダーシップを発揮できる方が5年、10年と、できるだけ長い期間、防災リーダーとして、自助・共助の立場で地域防災の中心的な役割を担うという位置づけでありまして、昨年度より防災リーダー育成のために、御嵩町防災アカデミー講座を開催し、人材育成に努めております。

御嵩町防災アカデミー講座は、防災分野の第一線で活動する研究者や関係機関、防災ボランティアを講師として、受講者に災害に対する正しい知識や技術を習得していただき、実際の災害時や避難所運営時にリーダーとしての的確な役割を果たしていただくことができる4日間の充実した内容でありまして、昨年は柳生議員も含めまして54名が受講され、そのうち44名を御

嵩町防災リーダーとして認定をさせていただきました。

また、本年度は、先月8月25日に開催し、12月1日までの4日の日程で、38名が現在受講されております。

ことし9月1日に実施した防災訓練では、防災リーダーに認定したうち、15名の方が今回の防災訓練の想定をもとに、事前に4回の打ち合わせを行ったこともあり、町内4つの避難所において、そつなく防災リーダーの役割を果たしていただきました。

こうした中で、参加した住民の方からの行政への要請に対する質問に対して、行政が回答するのではなく、住民のリーダーとして、初動時における行政に頼らない自助・共助のあり方を的確に回答していただくなど、今回が初回ではありましたが、十二分に災害初動時の共助力の向上に貢献していただきました。

町としては、こうした防災リーダーの役割を担っていただける方を、議員も指摘されましたように、今後、各自治会で複数名を育成、配置していきたいと考えておりました。住民へ制度や防災アカデミー講座の周知を行っています。今年度は、6月27日の自主防災研修会や「ほっとみたけ」6月号、町のホームページ、町内回覧などを使って、積極的に周知をしているところでございます。

議員からは、今回、広報紙や回覧だけでは周知が不十分であり、また各自治会において防災リーダーの活動・役割に対する認識が低いのが応募者が少ない原因ではないかという御指摘をいただいておりますが、先ほども述べましたように、今回、本町では初めて地域住民の方がリーダー役を率先して務められたことで、その重要性について、参加された一般住民の方は認識を深められたのではないかと。言いかえれば、議員が指摘された自治会における防災リーダーの活動・役割に対する認識が初めて生まれてきたのではないかと考えております。

このような住民意識の共助力の高まりへの変化によって、来年度の防災訓練においても、ことし受講された方が触発されて、防災リーダーの役割を率先して担っていただきたいと、数多く申し出られるものと大いに期待をしているところでありますし、今後、防災アカデミー講座を毎年開催していく中で、各自治会に少なくとも2名以上の防災リーダー、本町では最低でも140名ですけれども、それだけの人員が確保できるよう、町として積極的に働きかけていきたいと考えております。

そしてもう一つ、今、町として考えておるのは、ことしの防災訓練では、全ての避難所で、議員さんは除いてですけれども、男性が防災リーダーを務めていただいております。災害はいつ何どき発生するか予測できませんが、訓練では、実際にどのような被害状況にも対応できる訓練を行うべきであると判断し、女性防災リーダーの育成に今後特に力を入れていく所存であり、来年度には女性防災リーダー育成のための独自の講座を開設し、積極的に女性をふやして

いこうと考えております。

また、そのために、女性防災リーダーの必要性について、住民や各種団体に啓発を行っていききたいとも思っております。

なお、ことし、防災リーダーを受講している方は、昨年度の受講者から口コミでその役割の重要性を伝えられて、受講する方が多いと聞き及んでおりますので、昨年受講された議員におかれましても、現在、伏見地区の受講者が4名と、他地区に比べて最も少なく、またことしの防災訓練では他地区にリーダー役を依頼した経緯もありますので、ぜひ積極的に口コミでのPR活動をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁といたします。

[5番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

実は私は今回この取り上げた理由は、昨年度、本当に防災リーダーの資格を受けられた方、伏見地区におきましては、私と消防団の団長、この2名だけでした。ですから、これではやはり今後の災害とか、いろいろなことでこういうリーダーを養成するためには非常に大変じゃないかということで、今回も消防団の団長によりまして、伏見の青年部、これも一応消防団ですので、この辺に半強制的にことし受けよというような事情でやっております。そして、女性につきましても、1人は役場の職員、あともう1人が出張所の職員というようなことで、なかなか地域から手を挙げて防災リーダーになろうというところが見受けられなかったもんですから、今回、こういうテーマを出したわけなんですけど、今後は、各地区の自治会長会というのが多分4月かそこらにありますので、そんなような場所をまた利用していただきまして、常にリーダーを養成できるようなところでお願いしたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。

**議長（加藤保郎君）**

これで柳生千明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は14時40分とします。

午後2時25分 休憩

---

午後2時40分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開します。

続きまして、12番 谷口鈴男君。

## 12番（谷口鈴男君）

お許しをいただきましたので、私は、都市計画道路に関する問題で質問をさせていただきたいと思います。

職員の皆さん方、大変お疲れのところ申しわけないですが、きょう最後でございますので、もう少し辛抱していただきたいと思います。

都市計画道路に関する質問をするわけでございますが、その前に、まず都市計画とは何かについては、それぞれに考え方があると思いますが、私なりに理解している概念を述べさせていただきながら、これに対して、もし町長、何かお考えがあればお聞きしたいと存じますが、その後、きょうの質問事項であります、現在、町が認定されております御嵩町の都市計画道路について、現在の進捗状況、並びにそれぞれの路線についての問題点と今後の対応及び路線の見直しについて、執行部の考えを賜りたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

都市計画法では、都市計画の目的を第1条に示し、次のように述べています。この法律は、都市計画の内容及びその法定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他、都市計画に関し必要な事項を定めることにより都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とすると、こうなっております。

あわせて、この都市計画の基本理念につきましても、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な生活及び機能的な都市活動を確保すべき、並びにこのためには、適正な制限のもとに、土地の合理的な利用を図るべきことを基本理念として定めるものというふうに記載されております。

都市計画の基本理念は、おおよそ以上述べたようなことではありますが、都市計画は、地域の健全な発展を願い、建設を推進する制度と、技術及び経済的に可能な手法であり、まさにそれは机上のプランではなく、実行に移せるものでなくてはなりません。

また、昨今、都市計画は一体誰のためのものなのかというような、都市計画の本質を問う声も住民の間で聞かれるようになっておりますが、私は、第一義的に、そこで生活する地域の住民の皆さん方の生活水準に資するものでなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、都市計画の目的が、住民の健康で文化的な生活が享受できるように地域の基礎的な施設を整備し、土地利用に適正な指針と制限を課すことによって、合理的な空間を計画し、創出するところにあると考えております。

かような立場に立って、今回は現況の都市計画道路に特化して質問をいたします。

御嵩町の都市計画道路につきましても、昭和48年12月1日に都市計画の区域が決定され、その後、用途地域の指定や都市計画道路の決定、これは昭和59年ではありますが、行われました。

都市計画道路の変更決定、これは平成元年であります、この変更決定を経て、今日に至っております。

現在、東海環状自動車道や一般国道21号御嵩バイパスを含めて12路線の都市計画道路が決定されていますが、当時とは、道路網の事情や周辺の地域事情、さらには交通量等に大きな状況変化が見られます。高規格道路、国道を除いて、このうち3路線は既に整備済みであります。そして、現在、4路線が一部整備されつつある状況であります、残りの3路線については未着工のままです。

例えば未着工部分につきましては、新町・吹上線、これは全く着手してありませんし、それから末国・栢森線、これはバイパスが引けるときのどういう形で接道するかという問題をはらみながらも、実はもう接道ができないような構造の中で、今後、実現が本当に可能なのかなのかというような問題を抱えております。

私は、このような未着工の都市計画道路、決定された道路というのが、もう既に決定されてから25年以上経過しておる。そういう中で、しかし、この都市計画道路が決定されておるがために私権を制限するという部分もありますので、この辺のところを今後のまちづくりのスタイルとして、一度基本的に見直しをかける、そういう時期に来ておるのではないかなと、そんな思いを持っております。

そして、現在整備中の都市計画道路につきましては、県道、国道含めて、4路線が鋭意整備中です。

そんな中で、特に県道と重複する部分ではありますけれども、八百津から御嵩へ伊岐津志トンネルが今現在掘られておりますけれども、これが28年度には開通、供用開始というような報告を受けております。この県道多治見・白川線の一部、トンネルの出口から大庭交差点まで、この辺のところも緊急に整備計画を町のほうで立てていただいて、そして県との協議の中で、県にその整備をお願いしていく必要が出てくるのではないかなと。そういうところも含めて、現在の整備状況の進捗状況、そして今後の見通し、そういうものをわかる範囲でお答え願えればありがたいなと、そんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、都市計画決定を変更するという事は、手続的には非常に難しい、法的手続を経た中で困難さもあります。それから、長い間規制をかけてきた。それを見直すということについては、地域の私権を制限してきた、いろんな商売もあります。よほどの事情のない限りは、この見直しというのは相当困難を来すものであるかと思っておりますけれども、やはり今日的な意味において、長期間放置されたものをそのまま放置していいかどうかということも、比較考慮として一度政策上、考えていただく必要があるのではないかなと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

特に整備状況等につきましては、建設部長のほうからお答えを願い、そして、総合的、政策的な観点からは町長のほうからお答えがいただければありがたい、そんなふうに思います。よろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

建設部長 奥村悟君。

**建設部長（奥村 悟君）**

それでは、谷口議員の御質問にお答えします。

私からは、御嵩都市計画区域の経緯と都市計画道路の整備状況についてお答えをさせていただきます。

御嵩都市計画区域は、昭和48年12月1日に御嵩町の全域及び可児市の一部——これは旧兼山町ですけれども——の5,922ヘクタールを計画決定しています。以降、用途地域の指定、都市計画道路、御嵩都市計画公園の決定、公共下水道区域の決定などを行って、現在に至っています。このうち、都市計画道路は、国による東海環状自動車道、一般国道21号御嵩バイパスの建設事業や県による一般県道多治見・八百津線、主要地方道多治見・白川線の道路改良事業、町による千ノ井・平芝線、南山環状線、大泥・茶円原線の道路改良事業により整備がなされてきました。

平成25年3月31日現在の計画延長25.81キロメートルのうち、概成済み、または改良済みの延長は20.51キロメートルで、進捗率は79.5%となっています。

岐阜県の都市計画道路全体の進捗率は、平成24年3月31日現在で65.9%となっています。これと比較しても、本町の進捗率はよいほうだと言えます。

路線ごとの整備状況は、都市計画道路12路線のうち、国が管轄する東海環状自動車道、一般国道21号御嵩バイパス、井尻・伏見線——これは現在の国道21号になりますが——を除いた9路線のうち、千ノ井・平芝線、南山環状線、高倉・明智線の3路線が全線改良済みで、古屋敷・大庭線、西田・大門線、大泥・茶円原線の3路線は一部が改良済み、本郷・新町線、新町・吹上線、末国・栢森線の3路線は未改良となっています。

本町の都市計画道路と主要な町道は、現国道21号と一般国道21号御嵩バイパスをはしご状に結ぶように計画されており、東日本大震災で東北道、国道4号の縦軸から、三陸沿岸地区の国道6号、国道45号へアクセスするために、横軸道路の救援15ルートを開発・復旧したくしの歯作戦を見ても、本町の計画された都市計画道路網は、大規模災害の発生時や緊急時の迂回機能など、防災面のインフラ整備を維持していくには大変理にかなった道路になっていると言えます。

私からは以上で答弁とさせていただきます。

**議長（加藤保郎君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

きょうは答弁のほう、通常ですと町長が最初にやって、その後、担当者が答えるということでありまして、制度上の説明が多くありましたので、順番を全て変えさせていただいたということになります。

ちょっと水を差すようで申しわけありませんけれど、先ほど高山議員の質問の際に、私、水道料金の値下げのところを「値上げ」と言ったようですので、間違っておりますので、「値下げ」であります。

また、もう1点、無水道地域が「本年を入れて3年」と言いましたが、「本年を入れずに3年」ということですので、その訂正をよろしく願いいたします。申しわけございません。

それでは、谷口議員の都市計画道路の見直しの必要性についてということでお答えをいたします。

経緯については、ただいま部長のほうから説明をしたとおりであります。財政的な問題ということになってくるんですが、私、以前から申し上げているように、井の中身というのは、量はほとんど変わりませんので、これが計画された当時は、福祉施策等々、それほどお金がかかる時代ではございませんでした。町の発展はそうした開発ということに視点が行っていた中での計画決定であったかと思っておりますので、使い道がだんだんだんだん福祉、医療、その他のものに比重が置かれてきたというのが事実でありますので、一般会計に占める割合等々についてもかなりバランスが変わってきたと言えるかと思っております。

御嵩町の場合の都市計画は、基本的には本来、都市計画税とワンセットでなければ無理だったというふうに思っております。これが、都市計画税が御嵩町にはないということで、財源は一般会計からという、そもそも無理な計画をそのまま絵に描いてきてしまったという経緯があるかと思っております。

話がそれますが、可児市の財政指標は、将来負担という部分については横棒が一本引いてあるだけなんです、都市計画税が可児市にはあるということで、財源を確保しているということになります。御嵩町の場合は、将来負担は数字が出てくるという結果になります。ちなみに可児市は税収が約140億円、その中での都市計画税は11億円ということで、これが財源として充てられていくということになります。御嵩町の場合、都市計画税を導入した場合には、おおむね2億円という収入になります。

都市計画のマスタープランについては、10年をめぐりに見直していくというルールがございま

すので、その時期に、谷口議員のおっしゃるとおり来ているというふうに言えます。

具体的な例でいいますと、西之門・大門線、西田団地から中公民館の交差点までを完了させるために必要とする財源は約10億円であります。仕組みからいきますと、55%が補助金になります。交付金ということになります。残金の90%を借り入れということになってきます。町費のその場での持ち出しというのは、約10億円のうち4,500万円ということになります。借金をすれば当然返していくわけですので、交付税措置というものがあるんですが、おおむね金額的にいいますと25%弱が交付税措置されるという仕組みになっております。

岐阜県では、見直しの対象路線というものの定義を変更しております。これ全国に先駆けてということになるんですが、事業実現性の観点から、30年以内に事業化できない道路、地域内で完結する道路は全て見直しの対象ということに都市計画法上なっておりましたけれど、岐阜県の場合は、未完成路線は全て見直しの対象とするとされております。

この見直しであります、都市計画基礎調査というものが県によって行われるということになっておりますが、これは平成27年度であります。県の調査が終わりましたら、スケジュールからいけば、見直しを具体的にどうしていくのかということについては、そこから議論が始まってくるということになるかと思えます。

それで、最終的にどのように考えているかということになりますが、まずは都市計画税を取っていないということが問題であるということもあります。30年以上経過した未着工のところというのは、本当に必要性があるのかという部分も考えなければいけない問題であります。

そうした観点から、現段階では都市計画税の導入は考えてはおりません。また、用途地域の見直しは必要だと考えております。これはラスパのあたりで、若干色分けが該当しないということで、進出できないという事業者がございましたので、この点については考えていかなければいけない。ただ、この色分けについても、網かけをするというような話になりますので、住民の方々に説明を必ずした上で、理解をしていただいた上で進めなければいけないという、そんな考え方をしております。

あと、今、心配しておりますのは、伏見地区にも中地区にも御嵩地区にもございますけれど、住宅の密集地、車の入らないような密集地が何カ所かあります。むしろ都市計画上は、防災を考えた場合にはそちらに視点を置くべきではないのかなということは思っております。それらを考えていく上で、まずはソフト面から考えていくわけでありまして、その上で、ハード面についても、必要とあらば考えざるを得ないという状況であるかなということは認識しております。

議員がおっしゃいました多治見・白川線につきましては、トンネルの工事が始まりますので、これが一番のチャンスだと思っております。県のほうにも、可茂土木事務所を通じて、国道の交

差点の改良も含めて、トンネルから出たところから、特に国道までどのような整備をしていただけかということは具体的にお話をさせていただいておりますけれど、これから密度を濃くして、もっと強く働きかけていきたいと。

谷口議員と私は同じときに議員になったわけですが、国道の交差点については、私たちが議員になったそのときから要望をし続けて、かれこれ20年ということになります。一切あれから変わっていないのが現状でありますので、これはちょっといかがなものかというふうに思います。そういう意味では、議会の皆さんにもぜひお力をおかりしまして、県の重い腰を何とか上げていただけるように頑張ってもらいたいと思いますので、応援のほどよろしく願いまして、私の答弁にさせていただきます。ありがとうございます。

[12番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

御答弁ありがとうございました。

特に今後のまちづくりの非常に大きな起点になる町の都市計画の変更については、町長のほうから非常に配慮のある、また将来展望に向けた言葉をいただいたことを非常にうれしく思います。

それと同時に、やはりこれからの都市計画の変更等につきましては、先ほど町長が指摘されましたように、やはり地域の住民とのコンセンサスの中で、その地域に本当に必要な防災面であるとか、それから生活環境面であるとか、歩行者であるとか、そういうものに十全に配慮した、本当に人が住みやすいまちづくりの形をもう一遍見直すいいチャンスだと思います。

特に先ほど指摘されましたように27年度という一つの、これは都市計画が59年ですから、約30年近い、一番いい見直しの時期に入ってきますので、私ども議会としても最大限協力をさせていただきたい。私は議員としてそう申し上げておきたいと思います。とにかく執行部のほうの早期の着手と十分な時間をかけながら、よりいいものを協働してつくり上げることをここで誓いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで谷口鈴男君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了しました。

---

**散会の宣告**

**議長（加藤保郎君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後 3 時04分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

